

.....  
平成14年 第3回 9月(定例)中 間 市 議 会 会 議 録(第2日)

平成14年 9月5日(木曜日)

.....  
議事日程(第2号)

平成14年 9月5日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(23名)

1番 岩崎 三次君	2番 中家多恵子君
3番 井上 久雄君	4番 植本 種實君
5番 山本 慎悟君	6番 野村 重利君
7番 山本 貴雅君	8番 宮下 寛君
9番 青木 孝子君	10番 久好 勝利君
11番 佐々木正義君	12番 堀田 英雄君
13番 福田 一則君	14番 山之内 智君
15番 香川 実君	16番 古野 嘉久君
17番 岩崎 悟君	18番 須本 武雄君
19番 上村 武郎君	20番
21番 片岡 誠二君	22番 米満 一彦君
23番 穴井光午郎君	24番 杉原 茂雄君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	.....	大島 忠義君	助役	.....	松下 俊男君
収入役	.....	藤井 紅三君	教育長	.....	船津 春美君
総務部長	.....	上田 献治君	市民経済部長	.....	勝原 直輝君

民生部長	・	・	・	岡部	数敏君	建設部長	・	・	・	村田	育男君
教育部長	・	・	・	工藤	輝久君	水道局長	・	・	・	小南	哲雄君
市立病院事務長	・			田中	茂徳君	消防長	・	・	・	中村	忠雄君
総務部参事	・	・	・	貞末	伸作君	秘書課長	・	・	・	白尾	啓介君
企画課長	・	・	・	行徳	幸弘君	総務課長	・	・	・	鳥井	政昭君
財政課長	・	・	・	牧野	修二君	契約課長	・	・	・	舟越	義光君
市民課長	・	・	・	井上	敏幸君	経済振興課長	・	・		金子	行房君
健康増進課長	・	・		柴田	芳夫君	介護保険課長	・	・		是永	勝敏君
管理課長	・	・	・	栞野	広行君	庶務課長	・	・	・	塩川	玄栄君
市立病院課長	・	・		藤井	紀生君						

事務局出席職員職氏名

局長	中木	陸君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

— 般 質 問 (平成14年第3回中間市議会定例会)

平成14年9月5日

1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 答 者
植本 種實	<p>戸籍電算化システム導入の汚職事件について 事件の内容について。 どう対応されましたか。 再発防止策は。 不正行為があった以上、契約をキャンセルし返品してはどうか。 市民に対してどう思われますか。</p>	市 長
	<p>住民基本台帳ネットワークについて 中間市の現状はどうか。(ミスはないか) 個人情報もれないよう、どんな対策をとられていますか。 これを導入すると、中間市はどんな利点がありますか。 個人情報保護法が成立していないのに参加をしたが、どのように考えられていますか。</p>	
	<p>情報公開について 3月議会で公開手数料を0円、コピー代を10円、土地開発公社などの外部団体も情報公開の対象にせよとの質問に、審議会に諮ると答弁がありました。 その後どうなりましたか。</p>	
山本 貴雅	<p>失業対策について 今日の大不況のもと、失業率は最悪水準が続いています。全国の自殺者は4年連続で3万人を超える事態、また自己破産件数も過去最高を大幅に更新する勢いで、そこには失業などで苦しむ勤労者の姿が浮かび上がっていると言えます。 そのため、国による景気対策、雇用対策が早急に求められますが、「人にやさしい愛のまち」中間市でも独自に失業者への生活支援、失業者への雇用促進について、早急な取り組みが必要ではないでしょうか。市長の見解をおたずねします。</p>	市 長
青木 孝子	<p>介護保険について 介護保険制度は、来年4月に保険料や介護報酬、要介護認定コンピューター判定基準などの見直しが行われますが、介護の保障から排除される人をつくってはけません。 介護保険制度が強制加入保険である以上、高齢者や家族は必要なサービスを受ける権利があります。しかし、保険料や利用料が払えなければ、介護のサービス利用が制限されます。必要な介護を受ける権利をうばわれ、家族が重い介護負担を強いられている現状を解決するためには、低所得者の介護保険料や利用料の減免が切実です。市長の所見をお伺いします。 要介護や要支援の認定を受けた人のうち、サービスを利用していない人が全国で2割にのぼっています。(実数で約63万人) 中間市では、認定を受けながら利用していない人たちの状況はどうなっていますか。 家族介護の実態等を調査し、適切な対応、指導を行うべきだと思います。市長の所見をお伺いいたします。 市は、ケアマネージャーを専門職として維持、確保が図れるよう、国に改善を求めるとともに、保険者としてケアマネージャーの労働実態を調査し、高齢者のニーズに基づいたケアプランが作成できる労働条件を確保すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。</p>	市 長

— 般 質 問 (平成14年第3回中間市議会定例会)

平成14年9月5日

2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 答 者
野村 重利	<p>戸籍業務の電算化に関わる贈収賄事件について                      戸籍業務のコンピューターシステム導入で、1億3千万円もの事業契約が、一般競争入札でなくなぜ随意契約なのか。                      契約において課長が各社から見積もりを取って、「この会社が一番安い」といえば、それで助役や部長の決裁が下りていた。こんな杜撰なやり方でよいのか。                      また、同じ随意契約でハード部門では「審査会」を設けているが、なぜソフト部門ではやらないのか。                      小・中学校にコンピューターを入れた際にも、贈賄容疑で逮捕された渡辺商事が介在していたというが、警察の捜索が教育委員会にも及んだのはどういう訳か。市長の所見を問う。                      今回の不祥事が起こるべくして起こったその温床を根絶やしにしていく、市長の思い切った決断が問われている。そのための改革を何時までに、どう進めるのか。                      これまでの杜撰な随意契約を額面の多少に関わらず、洗い直していく必要がある。それは当局任せにせず議会サイドでもチェック機能の発揮が要求される。そのために議会への資料提出を緊急に行う必要があると思うが、市長の見解を問う。</p>	市 長
久好 勝利	<p>市民の健康を守り、医療費を減らすために                      検診率の向上など、予防医療を充実させれば、市民の健康を守り医療費を減らすことができるが、予防医療充実にむけた取り組みを伺いたい。                      老人保健事業訪問指導の回数が多い地域と少ない地域を比較すると、回数の多い地域が医療費が少ない調査結果がでている。                      中間市の訪問指導の回数は地域別に見れば少ない方に属しているのが実態。訪問指導を充実させるべきではないか。見解を伺いたい。                      市立病院で使用している医薬品を、可能な限り後発品に切り替えれば、薬剤費は削減され、医療費を減らすことができるが、取り組みの状況を伺いたい。</p>	市 長

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1．一般質問

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は良政クラブの植本種實でございます。一般質問書に基づき一般質問をいたします。

まず、戸籍電算化システムを導入するときの汚職事件について質問いたします。

一つは、事件の内容であります。いつどこでだれがどういう汚職事件を起こしたのか、事実をお尋ねいたします。

次に、この事件に対しどう対応されましたか、収賄した職員、贈賄した商社に対し、どういう処置をとりましたかお尋ねいたします。

次に、再発防止についてどうされましたか、新聞では、職員倫理条例をつくる、また、業者などから不正な働きかけを受けた職員は上司に報告を求める内規を施行したとありますが、この内規はどのような内容のものですか、また、不正な働きかけとは具体的にはどういうことですか。そして、不正行為があった以上、契約をキャンセルし返品してはどうかと思いますが、いかがですか。正直者がばかを見て、悪いことはやり得であってはならないと思うのであります。

最後に、市民の皆様に対し、どのように思われていますか、お尋ねいたします。

次に、住民基本台帳ネットワークについて質問いたします。

1番目が、拒否された市民、そして配達ミスなどを含め、中間市の現状はどのようになっていますか。

2番目に、個人情報漏れがないよう中間市はどんな対策をとられましたか。

3番目に、この住民台帳ネットシステムを導入すると、中間市はどんな利点がありますか。

政府は、個人情報保護法案が成立した後、この住基ネットシステムを行うと約束しました。しかし、個人情報保護法は成立していません。政府は約束を破った形になっています。

個人情報保護法が成立してないのに、中間市はこの住基ネットシステムに参加しましたが、どのようなお考えのもとかお尋ねいたします。

3番目に、情報公開に質問いたします。

3月議会で、公開手数料を0円、コピー代を10円、土地開発公社など第三セクターも情報公開の対象にすべき、そして中間市が助成金などを出してる団体等も公開すべきと質問いたしましたところ、情報公開審査会に諮ると答弁がありました。その後どうになりましたかお尋ねいたします。

これで私の質問通告書による質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。植本種實議員の戸籍電算化システム導入に関する汚職事件について、5項目にわたりお尋ねでございますので、順次回答をさせていただきたいと思っております。

マスコミ報道で既にご承知のとおり元幹部職員が、7月の5日午後7時に収賄容疑により逮捕され、その後、警察機関の報道発表に伴い、午後7時30分には大勢の新聞やテレビ等のマスコミ関係者が市庁舎に取材に訪れたところでございます。このことから、同日午後9時に私と助役並びに市民課長による記者会見を行ったところでございます。

翌7月6日の土曜日は、福岡県警による家宅捜査が入るとの連絡がありましたことから、管理職全員を出勤させ、その対応に当たらせました。家宅捜査は午後まで及び、ダンボール箱で約70箱分の関係資料が押収をされております。

7月8日には、管理職全員を招集いたしまして、事件の経過説明と綱紀の粛清について訓示いたしております。

一方、警察による関係職員への事情聴取は7月8日から12日にかけて、主に当時の市民課関係者、契約事務に関与した決裁権者及び財務関係者に対し、市庁舎、警察署において実施をされております。

以上の一連の捜査終了後、当該容疑者は、7月26日夕刻、贈賄側の容疑者1名とともに、福岡県地方裁判所小倉支部に起訴されております。

その罪状は報道機関や警察からの情報によりますと、本市が発注する戸籍電算化システムの導入に絡み、贈賄側の業者が納入業者として選定されるよう便宜な取り計らいを受けたことの謝礼と、将来も同様の取り計らいを受けたい趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、現金50万円の賄賂を受領した収賄罪であると聞き及んでおります。

なお、当該職員に対する処分であります。7月30日に本人と折尾署拘置所で接見し、収賄の事実認定の供述を得ましたことから、同日中に関係資料とともに懲戒審査委員会が開催をされ、懲戒免職処分が相当であるとの答申を受け、7月31日付で懲戒免職処分を発令をいたしました。

以上が、当事件に関する概要とその対応であります。今後の予定といたしましては、9月中旬に福岡県地方裁判所小倉支部におきまして初公判が開催されるとの情報を得ております。

さて、これまでの報道を分析しますと、大別してこれまでも申し上げました事件の内容と経過を報じるものと、1億3,000万円もの契約が一担当課長の裁量により、しかも随意契約により行われたという本市の契約システムのあり方を問うものに集約されるものと思います。

言うまでもなく、契約事務の透明化は選挙公約にも掲げているとおり、私の取り組まなければならない大きな課題の一つであると認識をいたしております。今回の事件が発覚する前になりますが、市長就任直後の平成13年8月1日には「中間市物品等の指名競争入札及び随意契約参加者の資格審査等に関する規則」を制定し、同年10月からは、それまで工事関係しか適用していなかった入札参加の登録制度を物品関係まで拡大いたしました。また、平成14年1月からは契約課を新設をし、庁内の契約事務に関する公正性が確保できる機構の構築に加え、契約事務マニュアルを作成をし、特に物品関係につきましては、契約金額ごとの契約方法を明示してきたところであります。

このような取り組みにもかかわらず、今回のような事件が起きたことはまことに遺憾なことであります。今事件を契機に、これまでの取り組みをさらに強化するため、本年8月からは随意契約における見積書徴収の際には、必ず封印した封書で提出させ、所属部長や契約課職員が立会した中で開封・点検することを義務づけ、特定の職員の判断だけによる随意契約の締結をできなくいたしております。さらに、9月からは中間市物品等供給契約参加者の指名停止要綱を策定をし、不正事件を起こした業者への制裁措置を既定し、悪質な業者に対する市の姿勢を明確にいたしております。

また、今回贈賄を行った業者との間には、ほかにも物品等の契約を締結しておりましたことから、これらの契約につきましても、できる限り個々の契約書の解除条項に基づく契約解除を行い、他の業者への契約変更を実施をしております。

ただ、議員ご質問の戸籍電算化システムの契約解除と返品につきましては、その方向で検討いたしました。既にこのシステムが安定稼働していること、取り扱っている内容が市民の皆さん方の戸籍情報であり、極めて機密性の高い重要な情報であること、契約変更に伴い多額の出費が必要となること、契約相手先は福岡リコー株式会社であり、贈賄事件を起こした当事者でないこと等を勘案をし、断念するに至ったことをここにご報告を申し上げます。

今回の事件により、市政に対する信頼を著しく損なうことになりましたことは、まことに遺憾であり、市民の皆様方、さらにここにご列席の議員の皆様方に、この席をお借りをして深くおわびを申し上げます。

今後は、皆様方の信頼を裏切ることのないように、職員の綱紀粛清の徹底と公正な事務

執行のさらなる徹底を図り、市政に対する信頼を一日も早く回復できますように、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、住民基本台帳ネットワークについて、4項目にわたりお尋ねでありますので、順次お答えいたします。

住民基本台帳ネットワークは、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための「改正住民基本台帳法」が平成11年8月18日、法律第33号で公布をされ、その法律の施行日が附則により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内と規定されていることから、平成14年8月5日に施行されたものでございます。

まず、1点目の中間市の現状についてでございますが、住民基本台帳ネットワークシステムは、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築するものであり、中間市においては、本年8月5日の第1次稼働に向けて、既存のシステムの改修、総合運用テスト、データ整備等の準備を進めてきたところであります。

一部新聞報道によりますと、住民票コード通知書が透けて見えたことで、書留である配達記録郵便で発送したと報道がなされましたけれども、事実は本市の住民コード通知の発送に当たり、秘密の保持に十分に配慮し、かつ確実に本人、または世帯主に手渡しすることが必要であるため、また事故等がないように、郵便局と緊密な連携を図りながら、普通郵便から配達記録郵便で発送することに決定したものであります。

さらに、来年の8月から予定されている第2次稼働に向けて、万全を期すため準備を進めているところですが、住民の方にも十分な理解を求めていきたいと考えております。

次に、個人情報漏れ対策というご質問ですが、住民基本台帳ネットワークシステムは大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護については最も重要な問題であるのは言うまでもございません。住民基本ネットワークシステムにかかわる個人情報の保護について、制度面、技術面、運用面の3つの側面から、個人情報が漏れることのないように万全の対策をとっております。また、中間市住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理規程を定め、万が一個人情報の漏えいの恐れがある場合は、緊急時対応計画書に基づいて被害の防止に対応してまいり所存であります。

次に、中間市にどんな利点があるかという質問ですが、住民基本台帳ネットワークシステムは、全国のどの市区町村でも自分の住民票の写しがとれるだけでなく、恩給、共済年金などの現況届や各種資格申請時の住民票添付の省略が可能になり、また引っ越しの際に窓口に行くのが転入時の1回で済むなど、住民にとって様々なメリットがあるほか事務効率化により、国、地方を通じた行政改革にも資するものであると考えております。

次に、個人情報保護法案が成立していないのに、住民基本台帳ネットワークシステムに

参加したというご質問であります。市町村においては、改正住民基本台帳法の施行と同時に、住民基本台帳ネットワークシステムの運用を開始する義務がございます。一部の地方公共団体においては、都道府県知事に対する本人確認情報の通知を選択制とすることを検討していると聞いているところでありますが、住民基本台帳法の規定において、市町村長は住民票の記載を行った場合は、全住民の本人確認情報を電気通信回線により都道府県知事に通知するものとされており、住民の選択制を一切認めておらず、違法であると考えているところでございます。

このネットワークシステムの施行に当たり、国に対して本制度については、国民の理解が得られるよう、個人情報の保護を法律に明示された目的以外に個人情報の利用が行われないようにするなど、プライバシー保護の措置に万全を期するように、個人情報保護法の早期制定を図ることを要望していきたくと考えております。

次に、情報公開条例の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の閲覧手数料、コピー料、外部団体の情報公開についての、以上3点につきましては、既に市の内部組織であります情報公開検討委員会に諮り、検討いたしております。また、情報公開条例の全般的な見直しについても、あわせて検討いたしておりますところでございます。

私は、情報公開制度と個人情報保護制度とは、いわゆる車の両輪のようなもので、お互いに牽制しつつも、市政の発展に寄与すべき重要なものであるとの認識をいたしているところでございます。

国会では、個人情報保護法案が成立しないまま、本年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、そのネットワーク上での個人情報の保護等が大きな問題となっております。本市におきましても、個人情報の保護に関しましては、国の法案成立を待って、条例制定を行うこととしておりましたが、このような状況の中、個人情報保護条例の制定化に向け検討するとともに、同条例と情報公開条例との整合性を図るため、情報公開条例の整備をあわせて行うよう検討いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、本市の情報公開審査会の委員の任期が本年9月で満了することから、10月に新しい委員を委嘱し、市民の皆様方がより利用されやすい制度にするため、条例改正について審議していただく所存でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。

まず、戸籍電算化システムですけども、収賄した職員さんは懲戒免職だということですが、贈賄した商社の方に対してはどのような処分をとられましたか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部長の方からお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

1年間の指名停止という格好をとっております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

1年間の指名停止というのが、長いか短いかは議論になるところですけど、2人とも悪いことしたということで、処分は当然だと私は思います。

それから、この再発防止に向けての内規のことをいろいろ、職員倫理条例をつくる、業者からの不正の働きを受けた職員は上司に報告を求める内規を、これはどういう内容というか、具体的にはどういうことなんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

内規といいますか、一応予定では来年の3月議会に職員倫理条例を議会に諮るつもりで、計画ですと動いていたわけですが、今度の事件が起こりましたことから、とりあえず先に職員の意識徹底を図る、それから外圧防止、抑制につながるような、不正な働きかけを組織的に防御していこうと、こういうことから今度の規則を定めたわけでございます。

ただ、ちょっとこの中で、一応上司がそのような不正な動きをしている疑いが、もし部下が持ったときには、特に組織的に防衛する場合は上司とかにいろいろ諮るわけですが、自分の直接的な上司がそういうふうな動きがあると部下が感じたときには、よその上司にもそういうことを届けると、そういうことが1条は入っているということでございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

業者から不正な働きかけというのは、非常にあいまいな言葉なんですけど、例えば、じゃあゴルフに行こうと、これはどういうことなんでしょうか、いいことが悪いことか、それから報告する義務があるのかないのか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

これは、いい悪いという判断は非常に難しいと思います。ただ、そういうふうな市民の方から疑いを招くようなことは慎むべきではないかというところが、大きな意識としての中でしたわけでございます。ただ、個人的に、例えば議員さんと一緒にゴルフに行くというときでも、それ相応の、例えば家庭的なつき合いとか、そういう背景があろうかと思えますので、一概的にそこは判断は難しいと思います。ただ、今言ったように、職員の意識の徹底を図るといのが大きな考え方でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

その旨はよくわかりました。もう一つ、1億3,000万円の、何ですかこれは、リース契約ですか、それとも物品購入ですか。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

リース契約でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

リース契約ならば、何を何年間、月々幾らで契約したのですか、それから消耗品の交換などメンテナンス代というのか、そういうのは幾らですか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

お答えします。

セットアップ分とシステム関連分を7年契約でそれぞれ84回、リース契約としております。セットアップ分につきましては、債務負担行為で平成13年度から18年度までの7年間で1億1,440万円でございます。それから、システムの関連分といたしまして、債務負担行為としまして、平成14年度から19年度までの7年間で2,124万4,000円です。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

わかりました。こういう1億3,000万もの大きな予算が一課長で契約されたということに、非常に私たち疑問を思うのと同時に、よその部署でもそういうことが行われているかどうかをお尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

現在では契約課というところを通じてやるわけですが、それまでは大体こういうものについては、財政課の方を通じた中でいろいろなその取り扱い等について、それぞれの原課が取り扱いの方を習いながらするというのが実情であったと思います。

ただ、今回の場合は、職員がもとは財政課の管財係長をやったということで、事務に非常に精通していたということで、かなり財政課の知恵を借りることなく、自分で進めていった経緯があるかと思えます。

それと、もう一つは、いろいろな面で正式に、何ですか、押収された物件が戻ってきたわけではございませんが、情報を集めてみますと、それ相応のやはり理由づけというものがあっております。そういうことから、当時のその決裁権のラインといいますか、そういうところが、例えば本人の知識が豊富ということで、かなりやはり信頼というんですか、頼っていた面でこれが漏れてたというんですか、チェック機能が働かなかったのかという判断をいたしております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

そういうことも含めて、中間市民の皆様方に少し疑惑というか、おかしいんじゃないかという声が出ています。その中に、中間共産党中間市議団の情報紙、中間民報8月1日付第216号に、「渡辺商事は中間市の課長以上全員に中元や歳暮を届けている」と書いてありますが、課長全員というのは表現は重大なもので、組織的にもゆゆしきものですが、これは事実ですか、調査されましたか。

議長（岩崎 三次君）

上田総務部長。

総務部長（上田 献治君）

実はこの記事が載ってから、私のところに複数の管理職の者から憤慨の電話というのがかかってきました。直接も来られたわけですが。そういうことから、すぐ管理職以上を対象にした調査を行いました。その結果、89名の管理職に対して、品物を返品したという者を含めまして10名の方が贈られていたという事実が判明しております。このことから、共産党の会派の代表、それから議員団の団長には抗議をいたし、記事の修正等の申し入れを行ったところでございます。

ただ、今度の場合、単に渡辺商事ということだけで記載されたわけですが、これをいい機会にという解釈をとりました。そういうことで、まあ贈答品とかそういうものに対する職員の意識徹底を図る意味から、社会通念上このくらいは許されるんじゃないかというふうなのが職員間にあるんじゃないか、そういうことの意識を徹底して払拭するという意味から、贈答品に関しては、社会通念上とかいうそのあいまいなものがありますので、特に業者間からのそういうものについては一切拒否するべきだということで職員に徹底を図ったところでございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

おっしゃるように、贈らない、そしてもらわない、それが当然一番いいことだと思いますので、そのようにされてください。

次に、住基ネットについて質問を移らせていただきますが、拒否された市民の方は何人ぐらいおらっしゃいますか、そして身体障害者は、特に目の悪い方に対してどのような対応をされましたかをお尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

拒否された方の市民の方は、後で市民課長がお答えいたします。

視覚障害者の対応でございますが、市内には視覚障害者の会が、つばさの会という会がございます。ここの代表者の方とコード番号の通知書を発送する前に、私どもの市民課の課長、係長が直接会長さんとお会いいたしまして、住基ネットワークシステムの概要をご説明しまして、ご理解いただきました。それから、なお会員さんの方で、11けたのコード番号を点字で希望される方がおられましたら、市民課の方に申し出いただくようお願いいたしましたところ、現在までに9人の方が点字で11けたの番号を送っていただくという申し出がっておりますので、直ちに点字で打ちまして、市民課の職員が9名の方全員に直接自宅の方に届けております。

それから、拒否の分につきましては、市民課の課長の方が。

議長（岩崎 三次君）

井上市民課長。

市民課長（井上 敏幸君）

それではお答えいたします。

まず、この住民基本台帳ネットワークに関しまして、各住民の方からまず抗議文等が今回3件ほどありまして、それと共産党の方からこれに対しまして申し入れ書が1回、1通と、住民の方からメールの件が1通と、それと電話等でのこの部分について抗議文等の電

話件数が一応20件ということで、それと住民票コード通知をうちの方、先ほど市長さんも述べられましたように、一応うちの方が書留郵便で郵便配達記録証明で送ったわけですが、送った件数については世帯ごとということで、1万9,254通を8月12日の方に郵便局に届けて、郵便局は8月18日から9月3日までの間で一応配達したということで、その中で郵便局の方で配送の中で受け取り拒否についての件数は一応17件と、これは9月4日現在なんですけど、それとうちの本庁の方に直接手渡しで11件ほどこれの住民票コード通知の拒否がっております。

それと、この件数で一応今のところまだ1万9,254通の配送を回したんですけど、その中で、9月4日現在でまだ2,496件の世帯の方がまだ取りに来られてないということで、不在証明書を送付してあるんですけど、まだ取りに来てないということで、一応大体10日から2週間めどで郵便局の方で保管して、その後は市民課の方にお返しするということが一応郵便局と協議を済ましております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

拒否された方の取り扱いはどうされているんですか、それから、今は拒否してるけども、今度はもう拒否しないよという方にはどういうふうに対応されるんですか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

はがきは今市民課の金庫の方で保管しております。もし、取りにお出でになりましたら本人確認をいたしまして、はがきを交付いたします。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

はい、わかりました。それから配達証明書つきで配付されたと聞きますけども、結構高いんじゃないかと思うんですけども、その辺のことはどういうふうにされましたか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

お答えします。

住民票コード通知の基準日といいますが、8月5日でございますので、この取り扱いにつきましては、庁内にわたりまして再三に総務部長を交えまして検討しました結果、普通郵便でしたら80円でございますが、配達記録郵便は290円でございます。中でも協議し

た中で、安全でかつ確実に各世帯ごとに届けなければならないということで、市内特別郵便で290円が256円50銭となりましたが、1万9,254世帯を先ほど課長が言いましたように、9月の12日に中間郵便局の方で持ってあがっております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

その余分なお金がたくさんかかったと思うんですけども、それはそれで。

次に、情報公開について移らせていただきます。情報公開審査会は、いつどこ、それからどのような内容で行われましたか。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

日にちは、ちょっと申しわけないんですけど、今手元に資料がございませんが、一応審査会を開きまして、この状況報告はしました。で、あと検討委員会、庁舎内部での検討委員会で、先ほど申し出がありました閲覧手数料、コピー料金、そういったものについて改正をどうするかという議論をしております。それから、あとこの改正問題についていろいろ問題提起があつてましたので、その内容について今他市の調査を含めて、それから検討しようということにしています。

市長も先ほどお答えしましたように、今年の9月末をもちまして審査会の委員さんの任期が満了いたしますので、新しい委員さんを決定し次第、そういったものをまた再度諮っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

大島市長は、「今の中間市の情報公開制度は不十分です。もっと情報の公開を進め、市民の知る権利を保障します。」と選挙公約をされています。情報公開をしぶしぶやるのではなく、行政の一つの大きな仕事として、積極的に行うべきだと思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

市長答弁の中でも申し上げましたように、まさに個人情報、情報公開、車の両輪でございますので、本当に市民の皆さん方が安心して生活できる、そういった立場で取り組みを

さらに努めていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

いろいろありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

日本共産党の山本貴雅です。質問通告に基づいて一般質問を行います。

今日、長年にわたる悪政、そして長引く不況のもとで、小泉「構造改革」による痛みの押しつけが追い打ちをかけ、かつてなく国民の生活が破壊されています。

民間信用調査会社の東京商工リサーチが発表した7月の負債額1,000万円以上の全国企業倒産は、昨年7月に比べ11.9%増の1,718件で、7月としては戦後最悪となりました。販売不振を中心とした「不況型」倒産は1,250件となり、構成比で72.7%、17カ月連続で70%を超えています。同じ日発表の帝国データバンク集計では、7月の全国企業倒産は1,814件、前年比15.8%増にもなっています。

そして、全国の失業者は約370万人、完全失業率で見ると、5月5.4%、6月は5.4%と2001年7月以来5%を超え、以前最悪水準が続いています。完全失業者の内訳を見てみると、自発的離職者は117万人で、4カ月連続して前年比で減少する一方、非自発的離職者は153万人で、前年比61万人増と過去最大の増加で、勤務先の人員整理や倒産などによる勤め先都合が断然多くなっています。求職活動をあきらめる若者も急増しています。

また、全国の有効求人倍率は0.53倍、前年同月を0.08倍下回っています。雇用の先行指標と言われる新規求人は1年前より3.0%少なく、11カ月連続で前年比に比べてマイナスとなりました。8月8日、厚生労働省発表の雇用動向調査結果では、就職や転職で仕事についた「入職者」が626万人だったのに対し、退職や解雇による「離職者」は701万人で、5年連続入職者を上回っています。リストラ、人減らしなどで日本の企業活動は急速に縮小しているといえます。

そして、福岡県の完全失業率は2000年に6.4%、2001年に6.2%、そして現在6.8%と、3年も続いて6%を超え、全国平均を大きく上回っています。また、福岡県の有効求人倍率は0.40倍、北九州地域では0.34倍、職種によっては求人倍率0というものもあります。この中間市を含む地域は、全国の中でも雇用の条件が非常に厳しいことが浮き彫りとなっています。

一方、クレジット、サラ金などから多額の借金を返済できずに、支払い免除を求める個

人の自己破産申し立て件数は、最高裁判所調べで、ことし1月から5月だけで8万4000件にもなっています。昨年同時期に比べ4割も多く、このまま推移すると、年間で過去最高だった昨年の16万419件を大幅に上回り、20万件を突破しそうです。特に、消費税が導入された97年度から自己破産の申し立て件数が急増し、この6年間では約3.6倍と激増しています。

全国の自殺者は、3年連続で最悪の記録を更新し、2000年度で3万251人となっています。警察庁の調査では、原因は病苦など健康問題が4割、経済、生活問題が3割と、本当に見過ごせない事態となっています。

餓死者も相次いでいます。この10年間で、東京では181人の餓死者が出ました。しかも孤独死がふえています。

ホームレスも広がっています。厚生労働省の調べでは、約2万4,000人と言われますが、支援団体によると3万人を超えるということです。福岡市では約350人ホームレスがいるようです。東京都の調べでは、ホームレスの約7割がリストラ、倒産で職を失っており、大半が働きたいと望んでいる状況が明らかとなっています。

さまざまな社会的問題を数字を上げて述べてきましたが、このような問題の背景には「国のリストラ奨励、社会福祉の切り捨てる政治」による景気の悪化が第1番目に上げられるのではないのでしょうか。

このような問題を解決するためには、やはり国が国民に寄り添った政治、経済の活性化、福祉の充実などを責任を持って行うことが大切ですが、今日小泉首相のもとでされようとしていることは、それとは全く正反対のものとなっています。来年度の国の予算の大枠を示す「予算の全体像」では、最重要課題に掲げているのは「経済活性化」と「財政健全化」ですが、その中身は暮らしの予算を切り捨てるとともに、庶民増税を担保にして、大企業には減税というものです。一番支えが必要な家計を徹底的に痛めつける本末転倒な予算で、どうして経済や財政を立て直せるというのでしょうか。しかも、「全体像」が予算削減の対象に上げているのは「社会保障」と「地方行財政」です。社会保障では、自民、公明、保守の与党三党が強行した医療改悪に加え、介護、年金、雇用保険合わせて約3兆2,000億円以上もの国民負担増を計画しています。

このような政治が続けば、先ほどあげました倒産、失業、自己破産、自殺などさまざまな問題が解決されず、一層深刻なものとなっていき、雇用情勢は一向の改善もきたされません。そんなときこそ、市民に一番身近な中間市が地方自治法の精神にのっとり、市民のための政治をすることが求められていると思います。

共産党市議団が6月から7月に行った中間市政アンケートでは、市に対する要望でゴミ袋料金の引き下げ、高齢者に対する支援、介護保険、国民健康保険の軽減に次いで、失業対策に取り組んでほしいという願いが多く寄せられました。

「失業し、何の保障もなくアパートを追い出され、ホームレスをしている人がたくさん

いる今の現状において、今布団で寝ている、寝られる幸福をありがたく感じているものです。」「これから先ひとりでどうすればよいか不安が先立ちます。」など声が上がっています。悪政のもとで苦しみ悩んでいる市民の要求が中間市の行政に反映しているでしょうか、大島市長も「市民のためにはいい仕事がしたい」と考えていることでしょうか。国による早急な失業対策、雇用対策を求めていくことは当然ですが、「人にやさしい愛のまち」中間市でも市独自に失業者のための生活支援や雇用の促進に取り組むべきだと考えます。市長の見解をお尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

山本貴雅議員の失業対策についてお答えをいたします。

バブル崩壊後、長引く不況が続いていますことから失業者がふえまして、平成14年6月末現在、資料では全国で約368万人となっております。国におきましても、いろいろな取り組みが実施されてきましたが、いまだに失業者は減少していないのが現状であります。

そこで、平成13年9月20日、政府の産業構造改革雇用対策本部が、広がる雇用不安を解消するため総合雇用対策を決定、平成13年度補正予算に緊急地域雇用特別交付金を計上して、臨時国会で可決をされました。これを受け、福岡県では前回平成11年度と同様に、福岡県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金交付要綱に基づいて説明会が開催され、その後庁内の各関係課からの申請を取りまとめ、福岡県と協議しました結果、当事業は本来平成14年度から平成16年度までの3カ年事業でございましたが、中間市では前倒し事業といたしまして、平成14年度1年間で9事業を一括して執行することで協議が整いました。そこで、平成14年度の当初予算に計上いたしまして、3月議会で議決をいただきましたことから、新年度に入り早速各事業について順次執行いたしております。

主な事業は直接事業といたしまして、小中学校における教科指導等支援事業で約3,000万円で全体予算の約60%です。また、委託事業では障害児の子育て支援事業に約165万円、情報処理技術教育事業に約360万円、違法駐車防止啓発活動事業に約190万円及び市有墓地樹木伐採事業で約650万円が主なものであります。なお、全事業で37人の新規雇用が見込まれたところでございます。

一方、雇用対策のための平成14年5月27日、関係機関であります八幡公共職業安定所の呼びかけで、求人情報の把握及び情報の安定所への提供等に関する効果的な方法について、検討し把握した求人情報を速やかに地域住民に提供し、地域住民の就職促進を図ることを目的として、第1回目の「中間・遠賀地域雇用連絡会議」が遠賀町で開催をされ、今後、職業安定所と各市町及び商工会議所等が連携を取り合い、定期的に会議を開催をすることになりました。

さらに、失業者への生活支援については、失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職の間の生活資金を貸しつけることによって、失業世帯の自立を支援するための制度が「離職者支援資金」でございます。申し込みについては、中間市社会福祉協議会が受付を行っています。

貸付要件は、失業によって生計の維持が困難になっていること、就労することが可能で、ハローワーク求職活動を行っていること、就労することにより所帯の自立が見込めること、離職の日から2年を超えていないこと、雇用保険の一般求職者給付を受給中でないことなどに、生計中心者が該当する必要があります。

貸付額は、月額20万円で貸付総額は年間240万円、単身世帯の場合は月額10万円で年間総額120万円となっております。また、連体保証人が2名必要で、貸付金の償還は貸付期間が終了後、半年間を据置期間とし、据置期間終了後5年以内で償還をするようになっています。

いずれにいたしましても、雇用の促進を図るため、関係機関であります職業安定所との連携強化を図るとともに、商工会議所との連携をとりながら、同時に広報紙を利用した各種啓発活動を活発に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今市長の方から、失業の実態、またその対策についての説明がありましたが、質問をさらに続けていきたいと思っております。

まず、失業の実態ということで、全国的なデータを私も、それから市長の答弁の中でも出てきましたけれども、この中間市における失業というものがまずどのくらいなのかという点で、失業者数、失業率、また求人倍率等、中間市の失業の実態がわかるような数字、ございましたら教えていただきたいと思っております。

また、市内の企業とか事業所のうちで、この不況下のもとで倒産とか廃業とかに追い込まれた、そういうのもありましたらお願いします。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

お答えします。

職業安定所、ハローワークの私どもの資料では、管内雇用失業情報という資料をいただいておりますが、まず八幡職安管内で平成14年の6月末現在のこれ求人倍率でございますが、求人倍率は八幡職安管内で0.44です。当中間市では同じく6月末現在で0.22です。求人数が45人に対しまして205人の求職者数となっております。これが今求人倍率の件です。

それから、倒産件数につきましては、13年度で運送関係の会社が1件あったように聞いております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今数字でもわかるように、この中間市の状況というものは非常に雇用に対してはよくなまいということがわかると思います。

それから、市が行っている消費生活相談の件数、推移というんですか、どうなっていますか。また、この間ふえているのか減っているのか、またその内容としてどういう相談が多いのか教えてください。

議長（岩崎 三次君）

金子経済振興課長。

経済振興課長（金子 行房君）

平成13年度の消費生活相談窓口での相談内容と件数についてお答えいたします。

平成13年度の相談件数は259件で、12年度に比べますと、件数で75件増加しており、率によりますと140%と4割もふえております。

また、相談内容については、主なものとして、訪問販売によるものが25%の66件、12年度は24%の45件でした。サラ金など金融関係が21%の54件、12年度は22%の41件。電話勧誘などが10%の25件、12年度は20%の23件などとなっております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

それと、もう1点、生活保護の数はこの間ふえておりますか減っていますか。

議長（岩崎 三次君）

岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

13年度主要施策に関する報告書の中に掲げておりますように、12年度と13年度に対しましては余りの大した増減はございませんけど、一応13年度の4月から7月までの4カ月分を比べてみますと、13年度につきましては相談件数等98件ございましたが、14年度につきましては100件程度で、相談件数としては余り変わっておりません。新規開始につきましては、13年度は26件ございましたけど、14年度につきましては約倍の51件ほどの増になっております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今消費生活相談の件数と内容、それから生活保護の件と伺いましたけども、やはり全国の例でもそうですけど、この中間市においても不況、リストラのもとでの失業の実態、それから市民の皆さんの生活の厳しさというものが本当に大変なものだということがわかると思うんです。もともと経済を活性化させたり雇用状況をよくしたり、無法なリストラを規制したりすることは国の重要な政策になると思うんですが、今の政治では国民に痛みを押しつけることばかりで、全く逆立ちした政治と言わざるを得ないんです。だからこそ、地方自治法にあるように、一番市民に身近なこの中間市が市民の生活を守るために、この問題、失業者への対策という問題でも取り組んでいかなくちゃと思うんです。そのことがわかっているからこそ、今回、5月27日ですか、ハローワーク八幡管内で、遠賀・中間地区と協力して連絡会をつくってということになっているのもその一つだと思うんですが。

そこで、市長に改めまして自治体の責任として、この中間市で失業対策進めていくかどうか、改めてお尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

国の姿そのままが中間市の姿と言っても過言ではない、そういう状況にあるわけですし、中間市も金はないけど国も金もないちゅうところまで含めてそうなんですけれども、確かに大変な状況にもなっていますし、けさの新聞でも日経株価、もう8,000円割れをしている、あるいはさらにこれからの状況を見ても、本当に余談を許さない、これは何があってもおかしくないような、そういう状況にあるちゅうことは、国も同じですし中間市も同じようなことだろうと、そういう認識は実はいたしているわけでございまして、じゃあ中間市としてどういうことができるかということが大変頭の痛いところでございまして、実は先ほど運送業の話が出ましたけれども、例えば天下のダイエーだって大変な状況になったわけでございまして、あのときひょっとしたらこれは中間市がっていうそういう思いがいたしましたけれども、幸いにしてそれはクリアできた。ところが、先般も広域の中で岡垣は寿屋があるわけでございまして、町長もこれは本当に大変だと、そういう話もされておりました。

しかし、一地方自治体で、じゃあこれをどうこうするちゅうことは大変難しい状況にもなるわけでございまして、あと中間市として、じゃあこれから先含めてどうするかっていうことなんですけど、ことし初めに川西のある大きな企業が、もう大変状況が厳しいっていうことで、ひょっとしたらこの事業が続けられないかもしれないちゅう話がございました。

私もすぐさま、それはちょっと待ってくださいと。平成15年度には遠賀橋も完成をします。それから、まだかなり先の話だと思えるんですけども、一方では仮称ではありますが、筑豊インターをつくろうじゃあないかちゅう話だって、県の段階でも巻き込んであるわけでございまして、そういう言い方をすれば川東、川西、決して差別をするちゅうことじゃありませんけれども、今からの開発はやっぱり川西も、ある面では大変こういった状況を見るとクローズアップされてきているし、逆に言えばそこに視点を当てるような、そういった方策も一つの展開の一つじゃないかなと、そう実は思っているわけでございまして、そういったことを総にらみしながらやりたいし、さらに10月になりますと、一連の例の戸籍電算システムの不祥事の問題じゃありませんけれども、そういったこととの兼ね合いも含めて、何とかして中間市で一生懸命になって頑張っている市内業者の育成、ここらあたりも何とか検討課題に乗せて、本当に中間市で一生懸命になって仕事をしてある物品、あるいは工事関係も含めて、ここらあたりを一つの検討素材にしたいということで、今担当部、担当室の方でその成案をつくっている最中でございます。

したがって、本当を言うと、たくさんのお金を失業者に出せば一番これがいいんでしょうけれども、そういう状況にないわけでございまして、市として側面的にやれるそういった課題を一つ一つクリアしながら、この難関を切り抜けていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今市長の考えがよくわかったんですけども、大きな企業の点についてはまた後で質問していきたいと思いますが、まず失業者に対して、生活とか就職支援ということで考えていきたいと思えます。

まず、失業者への生活支援という点で、総務省の就職希望状況調査というものがあるんですけども、ことし4月から5月の完全失業者374万人のうち190万人が調査時の1カ月間に収入がなかったそうなんです。このうち34歳以下の若者が114万人いて、そして失業者の主な収入が、収入なしに次いで雇用保険が77万人、年金、恩給が33万人、世帯主との続柄で見ると、世帯主本人は無収入が30万人、それから雇用保険受給者が28万人、世帯主の子供などを示すその他の家族は117万人が無収入だったそうなんです。

雇用保険については、受給していない世帯主59万人のうち27万人が既に期間が終了していて、失業の長期化で生活不安が深刻になっていることが示されています。その他の家族では資格を満たしていない、前職がないというものが100万人を超えているということなんですけども、中間市でも消費生活相談で自己破産の相談が非常にふえています。

また、生活保護もふえました。その背景には今日の長期にわたる不況やリストラで収入

がなくなり、生活が立ち行かなくなってしまうきょうの生活にも困ってしまうということなんですけども、自己破産も生活苦やリストラ、失業などによって、高金利と知りつつ借金せざるを得ないような被害者とも言えると思うんです。

今、失業者への生活資金の融資ということで、市長答弁では社会福祉協議会が行っている離職者支援資金の話がありました。今これはどのくらい利用されているでしょうか教えてください。

議長（岩崎 三次君）

岡部民生部長。

民生部長（岡部 数敏君）

これは窓口が社会福祉協議会になっておりますので、そちらの方に行って調べました結果、14年度は相談件数9件に対しまして、貸付件数は1件でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

失業によって生活の維持が困難となった世帯への生活資金の貸し出しなんですが、相談件数の割には余り利用されていないと思うんです。まだ余り知られていないということと、それから貸付条件として連体保証人が二人要るということで、そのことがネックになっているみたいです。

埼玉県狭山市の例なんですけども、4月から不況などで職を失った人に保証人が要らない無利子融資を実施しているんです。上限は30万円で、雇用保険が出るまでの短期の生活資金を支援するそうです。市によると、これまでも100万円を限度とする離職者のための緊急融資制度はあったそうなんですけども、保証人を必要としたため利用者は少なかったということで、市の担当者はこういう不況の時代に失職した人が保証人を見つけるのはそもそも困難だったと。結果的に高利の消費者金融を利用し、さまざまな問題が発生するのはよくないと話しています。このようなことを狭山市は行っているんです。

厳しい不況が続く中、やはり連体保証人が二人というのは高いハードルですし、社会福祉協議会の離職者支援金の貸付要件の緩和を求めていくことも大切ですし、また同時に、市独自に失業者が利用しやすい制度をつくっていくことが求められるのではないのでしょうか。市長、どうでしょう。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今山本議員が言われましたように、まだ全体に広報が足りんということもございまして、もう一度各関係機関の方に話をさせていただきたいと思っておるところですけれども、

まあ、かつてよその町が100万貸すとかそういった話なり、連体保証人の話も出ましたけれども、10月に九州市長会等々がございますんで、そういった中でも働きかけをさせていただきたいと思っておるところでございます。でも、貸すにしたって、みんな税金なんでもございまして、みんなあげるわけでもないし、皆国民それぞれ一生懸命になって頑張っているその中から貸し出しをするわけで、何とかしてこれは返してもらわんにゃいかん、そういう役割も片方ではやっぱりきちんと整理をしないといけないんじゃないかと。そういう大変難しい二面性があるちゅうことも片方では理解をせんないかんだらうと、そういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、県市長会なり、当面は九州市長会等々がございますので、その中で二人を一人にとか、そういった形では意見を出させていただきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

生活資金の貸し付けはやっぱり就職できれば返済できると思うんです。そのためのつなぎのものになるから、制度はあるんだけども利用できないような使いにくいものでは、生活支援金を必要としている失業者たちが、やはり高利の消費者金融等に走ってしまわざるを得ないことになると思うんです。だから、ぜひ失業者の方々が利用しやすいような制度に取り組んでいただきたいと思います。

それから、失業者への支援としてもう1点、相談活動というものがこれからはますます重要になってくると思うんです。長引く不況やリストラのもとで、労働者が長時間労働、低賃金を余儀なくされています。労働者の心の病、うつ病、心身ともにくたくたという状況は大変なものだと思うんです。そこへもってきて、リストラ、失業、ローンの返済、子供たちの進学問題、その労働者、失業者の家庭の生活設計、人生設計は大幅に狂ってきます。親が失業したために進学を断念する、高校を中退するということが最近では急増しているんです。多重債務、自己破産が激増しているのももちろんそうですし、失業者、労働者の家族を含めた生活を守るということからも、ぜひ相談活動にも取り組んでいただきたいと思います。

特に、雇用、再就職の斡旋ということだけでなく、失業者の心のケアという点でも取り組んでいただきたいと思います。この点、秋田県鹿角市で、ハローワークでの資料に出ない失業者への対応の実態を把握するために、市役所内に失業者対策相談窓口というものを開設したそうです。

それから、神奈川県相模原市では失業率が深刻な問題となる中、失業者の心理面もサポートしながら、それぞれの就職活動を側面からしようとして、市役所内にキャリアカウンセリングと心の相談を担当する相談窓口を設置したということです。相談に当たるのは、

外部から招かれたカウンセラーなどの専門家だそうで、相談は失業者とカウンセラーのマンツーマンで行われているということです。で、市の勤労福祉課の担当者は専門家と相談しながら、それぞれの失業者が就職しやすい状況が整えられればということを行っています。

現在、中間市では、隣保館で就労相談、指導、助言というものを行っているんですが、昨年までは特別の同和対策のための事業だったんですが、同和対策の法的根拠がなくなった今年度からは一般対策に移行して行っています。ところが、内容について限られた職種だけのようですし、失業者、労働者の声にこたえるために、この内容というものを拡大充実させて、先ほど言ったような心のケアまで含めた活動ができればというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

お答えします。

隣保館の事業の一環としまして、議員がお話されましたように、現在のところ土木管理者資格取得教室というのが夜あっております。実績といたしましては、平成13年度実績で年間72回開催いたしまして、参加人員は延べ2,263人の方が出席されております。現在のところがこれだけの取り組みでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

この内容をぜひとも充実させていただきたいと思います。

それから、今ハローワークは黒崎にあるんですね、ハローワークの今の状況というものを皆さんはご存じだと思うんですが、ハローワークに訪れる人、つまり失業者が職を探している人が多くて、ハローワークが人であふれかえっています。

昨年、日本共産党の八幡・戸畑・遠賀地区委員会がハローワークに訪れる人たちに緊急アンケートを行いました。その中で、あなたは何を望みますかという設問で、一番多かった回答が、ハローワークの駐車場をふやしてくださいということだったんです。で、それほど人が多いという状況がわかると思うんですけども、中間から黒崎まで行って、人があふれている中、順番を待って、そして職を探す。これだけでもすごくエネルギーが要ることだと思うんです。中間にハローワークの出先窓口があれば、それがいいんですけども、せめて就職のための情報というものを市内にもたくさんそろえていただきたいと思います。ハローワークが発行している求人誌は今市役所と出先機関にありますけれども、すぐなくなっているような状況ですし、閉まる時間も早いんですね。

これは、富山県の小杉町というところですけども、図書館で求人資料コーナーを設けているんですよ。町が昨年末に雇用対策推進本部設置をしたのを受けた対応で、近隣の各公共職業安定所が発行する求人情報をそろえています。雇用情勢の厳しさを反映し、求人資料が不足する状態になっているそうです。職業安定所からの求人情報が富山が週2回、高岡と新湊が週1回、栃波が月2回のペースで送られてくるそうなんですけれども、不足になっているということで、市の方で三、四倍ほどコピーして追加で補充しているということです。従来から、同じように役場内に求人関係の資料は置いていたそうなんですけども、図書館での資料を大幅に充実して、それから閉館時間も午後7時までということで、市内の方々の利用頻度というものが高くなっているそうです。

それから、埼玉県吉川市というところでは、市内の商工業者や事業所など約2,500業者を調査し、仕事の受発注や求人情報をまとめて紹介する事業を始めたということです。集めた情報は印刷し、市役所や駅で配付しているほか、市のホームページでも公開しているということです。本当に失業者は職探しの情報を非常に必要としていると思うんです。さきに答弁にありましたハローワークとそれから中間・遠賀での合同の協議会での連携を強めていく中で、わざわざ黒崎まで行かなくても、この中間市で資料がそろえるような、そういう状況というものを作り出していきたいと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

先ほど市長回答の中でありましたように、ことしの5月27日、遠賀町の方で中間・遠賀地域雇用連絡会議という新しい会議が公共職業安定所の呼びかけで第1回目はあっております。その中で、いろいろな情報、チラシ、そういうのがありましたら、今後頻繁にもらいまして、図書館初め東部出張所、市内にあります公共施設の方に配付して啓発活動に取り組んでまいります。

それから、またもう1件は、求人活動等につきましても、広報紙を使いまして活発にやっています。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

失業者の方が利用しやすいように整備していただきたいと思います。

それから、失業者の雇用促進ということでまた質問していきたいと思います。さきに話したように、就職をしていく人よりも失業する人の方が圧倒的に多い状況、そして有効求人倍率が先ほど言われたような状況で、就職したくてもなかなかできないということが言

えます。このことが、今重大な問題となっていて、本来は国の対策が必要なんですけど、「人にやさしい愛のまち」中間市でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。今年度前倒して緊急雇用対策に取り組んでいるという話ありましたが、この緊急雇用対策は本当にありがたい制度だと思うんです。ところが、今年度前倒してされていますので、来年度以降はどうなるかということなんですけど、来年度以降の見通しはどのようにお持ちでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

市長の回答の中でありましたように、本事業につきましては、14年度から16年度までの3カ年事業で、県との協議の中で中間市につきましては14年度の1年間の前倒し事業ということで、割り振りあった分、予算全部、14年度予算の当初予算に計上しまして4月からそれぞれ順次執行しています。

また、もし予算残ですか、あるかどうかというような確認を県の方と、まだ今9月でございますので、1年目でございますので、今後県の方と残予算等がありましたら取り組んでまいりたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

この点、県や国に対してどんどん要望というものをを出していただきたいと思いますというふうに思います。

また、その緊急雇用の内容ですけども、今年度の事業では市内小中学校に講師を雇って、派遣している事業が主、ほかにも幾つか紹介されましたけども、中間市だけでなく県内の各市町村もこの制度を有効に利用するために、いろいろ知恵を絞っているようです。先ほど紹介しました埼玉県吉川市の市内の商工業者や事業所などを調査、これをするのも緊急雇用対策の事業を利用しているそうです。市の商工課によりますと、不況対策で県の補助金を活用して緊急雇用をしたということなんですけども、こういう活用の仕方もあると思うんです。なかなか市独自で人を雇うということはしにくいことだと思うんですけども、ある制度というものを有効に活用していただいて、中間の市民が少しでも就業できるような手だてをとることは大切だと思います。

それから、雇用促進ということで、地域の業者への支援ということで、先ほど大島市長の方からも言われましたけども、そのほかにも失業者を雇用した場合の奨励金という制度がこの中間市にもあるそうです。ほかの地域でもその独自に取り組んでいるところがあるんですけども、群馬県の館林市では企業のリストラや倒産で解雇され、再就職が難しい45歳以上の失業者を後押しするための雇用企業奨励金の制度を設けました。45歳から

59歳までの失業者を雇った地元企業に、1人につき10万円の奨励金を支払うそうです。また、障害者の就職ということについても、今この群馬県の館林市では就職できる障害者は月に1とか0とかいう状況が続いている中、障害者の就職支援のための奨励金として12万5,000円、別立てで準備しているということです。

それから、秋田県の鹿角市では、国や県の制度も利用しながら、30歳以上45歳未満の離職者を雇用した企業・・・これは若者に対してですね・・・採用した企業に1人当たり20万円の奨励金を交付しているということです。こういう制度も中間市においてもさらに充実させる必要はあると思うんですが、市長、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

正直言って大変難しい話ではございますけれども、今言われたような市の実態も含めて参考にさせていただきたい、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

一つの対策で雇用される人数はわずかですから、雇用対策としてはその少人数の積み重ねというものが大切になってくると思います。

それから、地域の業者の支援という点で、地元業者の育成という観点、先ほど大島市長言われましたけども、本当に大切だと思います。これまで以上に求められていることだと思います。

前回6月議会で、私シルバー人材センターについて取り上げたんですけども、シルバー人材センターと市の事業との契約において、シルバーは生きがい対策ということで仕事をするのであって、金額が高いか低いかだけで市の契約からはずすということにはならない、業務の内容は検討して、これはシルバーに、これは他の業者にということをしていく必要があるという趣旨の質問をしました。今回も同じように、地域の業者を育成するという立場で契約をしていただきたいということです。

そのため、地域の業者とシルバー人材センターを同列に扱うということにはできないと思います。事業の内容というものをやはり吟味して、地元の業者のためとか、シルバー人材センターで働くお年寄りのためとか、そういう事業を整理し契約していくことが必要だと思うんです。限られた仕事ではあるんですけども、やはり地域の中小の業者、それからシルバー人材センター、仕事を奪い合わないよう、お互いを保護する立場でやっていただきたいと思うんですが。その点で、事業の原課と地域の業者との間に、まあ今年度から不正を正すために契約課ができました。事業の内容を吟味しておかないと、そこに地域の業者への支援育成という観点がはずれてしまって、単に契約価格だけの問題になってきそう

な心配があるんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど10月をめぐってという話をさせていただきましたけれども、シルバー人材センターの兼ね合いも含めて、つまり中間市として補助金を出している、そういったところと一般でいいんかっていう、そういう問題等もございます。したがって、この問題もちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

それから、市内業者の育成でございますんで、じゃあ中間市の業者が北九州で仕事をもらうときに、もうこれ全然だめよって言われたらどうなるかちゅう問題もございまして、正直言って大変難しい問題でございます。したがって、そういった中身をかなり詰めまして入札に参加がしやすいような、そういった仕組みを考えていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今長引く不況、デフレ状況の今日、多重債務による自己破産、自殺、ホームレスなどが増大しているだけに、中間市に住んでいる市民が安心して過ごせる、暮らせるために国の施策では不十分なだけに、この中間市独自の雇用のセーフティーネットというものが必要だと思っております。「人にやさしい愛のまち」中間市が本当に名前のとおりのまちになるために、行政、地域の業者、そして市民が一体となって、知恵を出し合って、この中間市を守立てていくことが必要だと思っております。

改めまして、失業者への支援対策を早急に具体化して、自治体としての積極的に地域の雇用を確保し、拡大していくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、介護保険制度について質問いたします。

厚生省は、介護保険制度の実施に当たって、介護保険制度は介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みをつくる。こうして、介護の社会化やサービスの自由な選択ができるなどと言ってきました。ところが、介護保険制度の実施以降、利用料の負担が大変でサービスを減らした、施設に入所したいが1年待たないと空きがないと言われた、もう限界です、介護で疲れ果てていますなど、利用者や家族の悩みは後を絶ちません。また、2001年10月から介護保険料の満額徴収が始

まり、さらに高齢者医療費の負担がふえ、少しの年金から介護保険料を引かれるとつらいです、長生きするのではなかった。こういう悲痛な訴えがあります。

介護保険制度が強制加入保険である以上、高齢者や家族は必要なサービスを受ける権利があります。厚生労働省の発表によりますと、介護保険料の減額や減免を行う自治体は、2002年4月1日現在431自治体となっています。2001年10月から半年間で、何と120の自治体が減免制度を実施いたしました。また、利用料を減免している自治体は825市町村で、全自治体の25.5%に上っています。

奈良県では、在宅サービスの利用料すべてを3%負担にするところなど、県下の市町村が一斉に利用料減免を行い、年間3万円の手当や要介護度別の手当を支給しているところもあります。また、埼玉県では、8割近くの自治体が減免を実施しています。必要な介護を受ける権利を奪われ、家族が重い介護負担を強いられている現状を解決するためには、すべての在宅サービスの利用料を3%にすることや低所得者の保険料や利用料の減免は切実です。市長の所見をお伺いいたします。

次に、要介護認定を受けたが、サービスを利用していない人たちについて質問いたします。

2002年5月末の中間市の第1号被保険者数は1万1,156人、認定者数は1,538人で65歳以上の13.78%となっています。また、要介護認定を受け、介護サービスを利用している人は、居宅サービス958人、施設サービス303人、合わせて1,261人で、要介護認定を受けたのにサービスを利用していない人は277人いることとなります。このように、要支援、要介護と認定された人の18%が保険料を納め、認定までされながら介護サービスを利用しておりません。

全日本民医連が行いました介護実態調査では、サービスを利用していない理由といたしまして、家族の介護で対応しているが54.6%、医療サービスで対応しているが29.5%となっています。また、介護者の年齢は60%が60歳以上で健康状態は疲れがたまっている、具合が悪い、治療中などと異常を訴える人が60%を超えています。老々介護や孤独死が社会問題になっています。認定を受けながら利用していない人たちの家族介護の実態などを調査し、適切な対応、指導を行うべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、ケアマネジャーの労働実態について質問します。

利用者の要望に沿って、在宅介護のケアプランをつくるケアマネジャーは、仕事の内容に比べて介護報酬が低すぎるのが問題になっています。ケアプランの作成は介護保険のかなめとも言える大事な仕事ですが、ケアマネジャー一人当たり月平均で50件のプランづくりを担当し、他の業務も行うことを想定した報酬額になっています。

また、ケアマネジャーは、介護報酬に基づき利益を追求する事業所の一職員という難しい立場に立たされています。関係者からは他の業務と兼務の状態です。50人のケアプラン

を作成するのは困難だ、介護報酬が低く、一人50件担当しても人件費がカバーできないなどの声が上がっています。市は、ケアマネージャーを専門職として確立し、維持、確保が図れるよう、国に改善を求めるとともに、保険者としてケアマネージャーの労働実態を調査し、高齢者のニーズに基づいたケアプランが作成できる労働条件の確立を図るよう、事業所に対し監督指導すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

青木孝子議員の介護保険について、まず低所得者の介護保険料や利用料の減免について、市長の見解を伺いたいとのご質問にお答えをいたします。

ご質問の件に関しましては、過去数回一般質問や請願があがっており、再三答弁をいたしておりますが、介護保険というものは国民がみんなで支える相互扶助的な社会保障制度であります。そのため、40歳以上の人は全員保険料を支払い、その財源で介護保険を運営することが原則となっております。第1号被保険者である65歳以上の方の保険料は所得に応じた設定となっております。

本市の場合は、高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会で検討していただき、平成12年度から14年度までは5段階の設定を行いました。所得の低い方で最高で基準額の半額、逆にある程度所得のある方は基準額の最高で1.5倍を負担していただくようになっています。つまり、保険料の負担そのものにも助け合いの精神が貫かれており、所得の低い方への配慮も行っているところであります。また、利用料についても所得に応じ、高額介護サービス費の自己負担額が設定をされ、低所得者への配慮がされております。

しかし、ほとんど介護保険料の給付を受ける可能性の少ない、いわば制度を支える40歳から64歳までの現役世代の方については、既に平成12年4月から満額の保険料を納めていただいています。この世代の方は、年金・医療を含む社会保障制度に大変な負担をいただいております。その上、介護保険料も負担していただいているのですから、65歳以上の方にも一定の介護保険料や利用料の負担についても理解していただきたいと考えています。

このことが前提とならなければ、今からの世代の方の介護保険に対する期待や信頼は得られないと考えております。しかし、老齢基礎年金だけで生活している高齢者の方には保険料や利用料の負担は決して軽いとは考えていません。現行の第1段階、第2段階の保険料の減額率を拡大できないか検討しているところですが、本市の各段階の構成率を見ますと、第1段階が4.7%、第2段階が35.8%、基準である第3段階が34.1%、第4段階が21.1%、第5段階が4.3%となっており、保険料が減額されている第1、第2段階の方がそれを支えている第4、第5段階を大きく上回っております。そのため、

第6段階を新たに設置して、第1、第2段階の減額率の拡大を行う場合、第4段階以上の保険料はかなり高額となるため、大変に難しいと考えているところでございます。

また、例えば、夫婦二人所帯で、そのうちのどちらかが300万円の収入があり、その配偶者の収入がない場合、収入のある方は第4段階、ない方は第3段階になります。一方で、夫婦二人所帯でどちらとも250万円の収入がある場合は、二人とも非課税となり、どちらも第2段階となるなど、制度的に矛盾もあるため、第4段階以上の方の負担もこれ以上上げることは困難と考えているわけでございます。

けさの新聞でもそういった報道がなされておりまして、第4段階以上の方にも負担を求めるといような話がございましたけれども、こういったものはこれから中間市としても注視していきたいと思っているわけでございます。

低所得者の保険料や利用料の負担軽減問題は、全国的な問題であるため、現在市長会を通じて、高齢者の所得状況等を踏まえ、介護サービスの利用が金銭的に制限されることのないよう、国において積極的に検討されるよう要望をしているところであります。このような状況で、今のところ市独自の施策として減免を行う考えはございません。

次に、認定を受けながら利用していない人たちの状況はどうなっていますか、家族介護の実態等を調査し適切な対応、指導を行うべきと思いますが、市長の所見を伺いたいのご質問にお答えをいたします。

本市では、要支援、要介護認定を受けた人の約2割の人が介護サービスを利用していません。その要因としては、医療保険のサービスで足りている。病院に入院している。認定は受けているが、家族介護で賄える。サービスはまだ受けなくても何とか生活ができるという理由が主で、一般的に介護度の軽い人が多いようです。現在、新規に認定が出た人や継続認定の方で、サービスを受給していない人については、担当職員が電話をかけたり家庭を訪問したりして、適切なサービスが受給できるようアドバイスを行っているところであります。

最後に、保険者としてケアマネージャーの労働実態を調査し、高齢者のニーズに基づいたケアプランが作成できる労働条件を確保すべきではないか、市長の所見を伺いたいのご質問にお答えをいたします。

居宅介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーは指定居宅介護支援事業者採用され、事業者との雇用契約によって業務を行っているところであります。ご質問の保険者としてケアマネージャーの労働実態の調査については、労働基準法に抵触する部分があれば所管の労働基準監督署が指導を行うべきで、保険者として労働実態の調査を行い、その結果をもとに労働条件の指導をするまでの権限を有しておりません。

ただ、国の方では現行のケアプラン作成費用については、指定居宅介護支援事業者への調査を行った結果をもとに現在社会保障審議会介護給付部会において、介護保険事業計画の見直しの中で、介護報酬の見直しやケアプラン作成費用についての審議が行われている

ところであります。

また、高齢者のニーズに基づいたケアプラン作成については、県下市長会では、介護保険のかなめである介護支援専門員の資質の向上について、適宜研修を行うなど必要な措置を講じるとともに、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対し、個人情報保護に配慮をしながら、必要な情報を随時提供できるよう、体制の整備及び充実に図るよう、国へ要望しているところであります。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

再質問いたします。今市長の答弁におきましても、やっぱり国に対して介護保険料、いろんな矛盾があるから、ぜひ国の方の制度を変えてくれと、こういう意見書を出しているということですが、来年4月に見直しが行われまして、介護保険料、大体11.3%アップではないかとか、それからホームヘルパーさん、ケアマネージャーさんの介護報酬、これが低すぎるんじゃないかとか、痴呆に対しての認定もちょっと矛盾がある、こういうようなことで見直しが今現在、聞くところによりますと、10月までぐらいにある程度結果を出すんじゃないかというふうに聞いておりますが、今中間市の実態はどういう状況になっておりますでしょうか、わかる範囲でよろしいですので、お願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えします。

平成11年度で中間市高齢者総合保健福祉計画を作成しております。3年ごとの見直しということで、本年度14年度がその見直しの時期でございます。本年の4月に作成検討委員会を立ち上げております。これは作成検討委員の構成メンバーとしましては15名でございます、そのうち6名が公募による委員さんでございます。既に、毎月1回その計画作成検討委員会を開催しておりますところでございまして、既に第5回を終えておるところでございます。

この検討委員会の中では、もちろん平成15年から19年までの5年間の計画を立てるものでございまして、そのうち15年から17年までの3年間についての介護保険料の設定というのもございます。この検討委員会では前回では実績等はございませんでしたけれども、今回は平成12年度、13年度、それぞれ介護保険の実績が上がっております。これをもとに介護サービス費の推計をやる中で、いわゆる介護保険料というのが決まるわけでございます。

それと、介護保険というのは一つの制度でございますので、介護保険にならないように

予防、介護予防ですね、介護予防、生活支援、そういった事業を今からどういうふうに展開していくかというところを、まさに今検討委員会の中で審議をしていただいております。

介護保険料について、先ほど議員さんから、まあ新聞紙上等で出ておりますように、11%の値上げがあつてあるというふうなことが出ておりましたけれど、これはいわゆる、まあ本市の場合でも一応国のワークシートに基づきまして介護サービス、介護保険料というのも報告しておりますが、これはあくまで概算でございます。いわゆる国の予算の関係、それと第2号被保険者に対する保険料の率の問題等々がございまして、おおむねどれぐらいの介護保険料の算定になるかということで、国から示された資料でもって届け出たところでございます。

最終的には、一応平成14年度中にこの第2次の中間市高齢者総合保健福祉計画というのをでき上がるつもりでございますが、実を言いますと、介護報酬の決定が国の方では今その審議をやっておりますが、本年の12月ぐらいに介護報酬が決まるんじゃないかということが言われています。介護報酬が最終的に決まらなないと、いわゆる介護費用というのが出てきませんので、それを見ながら今作業を進めておるところでございますが、次回が今度は10月10日に予定しておりますけれど、このときにはまた介護保険料の算出についての大きな数字等を作成検討委員会の中に諮っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

ただいまの答弁もやはり介護保険料上がる可能性も強いというふうに受けとめてるんですけども。先ほど最初の質問でも、本当に介護保険制度が始まって大変になったと、こういうたくさんの方が寄せられております。先ほど山本市議員が一般質問でも上げましたが、共産党がことし6月に全世帯を対象に実施いたしました市民アンケート、これによりましてごみ袋料金の後に2位、3位は高齢者対策の充実、介護保険料や利用料の減免、こういうふうになっております。介護保険に関する市民アンケートの声を一部ぜひ市長に聞いていただきたいと思ってご紹介させていただきます。

最近長生きをする年寄りがふえ、介護その他にお金がかかり、財源が云々ということが言われます。でも考えてください。年寄りには生まれたときから年をとっているわけではありません。若いときは戦争の真っただ中、食べるものも着るものもなく、勉強さえまもなく、戦後も薄給の中で子供を育て、おむつも手洗いなど、歯を食いしばり、その中で税金も保険料も納め、年をとった人たちを大切にしてきましたのに、今自分たちが年をとってみると、何と老人に冷たい世の中でしょう、介護保険料の負担は年金生活者にはこたえ

ます。多くの高齢者の共通の思いではないでしょうか。市長、お年寄りにやさしいまちづくり、これを進める上でも介護保険料や利用料の減免、一貫してしないと断言しておりますが、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

私の家にも同じような手紙が再々来ておりまして、その気持ちはよくわかるわけですが、やっぱり中間市における今の現状、あるいは先ほどお答えしましたように、保険制度本来の趣旨っていうものは、ある程度やっぱり貫いていかないと、全体のバランスちゅうものが損なわれてくる、こういうふうには実は考えておりまして、まあそれ以上のことっていうことは大変今の現状の中では難しいんだと、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほど利用料の減免、全自治体の25.5%、825市町村で現に実施しているわけです。どこも失業対策で、先ほどかなり意見が交換されましたけれども、同じように日本中苦しいわけです。その中で、どこに力点を入れて政策を執行していくかと、これは市長の姿勢にかかわる問題ではないかと思いますが、この点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まさにそういうことでございまして、その中で中間市として、そういったことはわかった上で、さらに中間市として選択をしながら、今その予算執行なりに行っていると、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

ちょっと今いちよくわかりませんでしたけれども、中間市には1カ月1万5,000円未満の国民年金者は全高齢者の20%、2,200人います。この人たちの保険料は自治体が個別に徴収することになっています。担当者は少ない年金生活者から保険料を徴収するのは過酷だと実感しているのではないのでしょうか。生活もやっとなのに、保険料なんか払いたくても払えない、既に283名が滞納や未納になっています。

保険料の滞納には過去に滞納があった場合は利用料が3割になります。また、介護のサービスを受けるときに、保険料を滞納している場合には全額自己負担となり、保険料をすべて納付すれば償還するなどの罰則があります。この罰則が始まると、滞納者は事実上

介護サービスが受けられなくなってしまう。介護保障のサービスはサービスを必要とする人に原則として無条件で支給すべきではないでしょうか。市長の所見をもう一度お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど言いましたように、この制度そのものの基本というものだけはきちんと守っていききたい、その上で何ができるかっていうことも一方では考えていかなくちならんわけでごさいます、今後審議会等ともあるようでごさいますんで、そういったことも含めて議論をさせていただきと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

議論で十分ですね、私もいろいろと市民の声を取り上げて申しましたけれども、検討をお願いしたいんですが、やはりこういう減免、利用料、保険料の減免をするには財政的な裏づけがやはり必要と思うんです。でもあしたの一般質問で杉原議員もるる財政の裏づけも上げて質問されるようですけれども、中間市もやはり、むだ、しっかり見直せばあるのではないのでしょうか、私も前回のときも同和の問題、保育所の問題、私どもの試算でも2億円はあるというふうに試算しています。この点について、ぜひ介護保険料減免に回せる余地はないのかどうか、再度お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

無理、むだを省くってことしか、実はもう中間市から新たな財源が浮かんでくるような、そういう状況ではないと思っています。したがって、今までのいろんな諸施策、あるいはいろんな問題を含めて、どうすれば今議員が言われましたような、そういう形できちんとした、市民が、皆さん方が、みんな考えたって公平だと、公正だと、そういった運営がいろんなところでできるように、今そういった施策を展開をしていこうとしている、そういう最中でもございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

まだまだ決断が出てないようですので、検討中しかお話が来ませんので、またちょっと違った側面から、本当に利用者は困っている実態を訴えさせていただきます。

もうご存じかと思うんですけども、介護保険では介護度ごとに保険で提供するサービス

の支給限度額が決められています。この上限に対して、実際にどの程度サービスが利用されているかを見てみますと、平均利用率38.5%、こんなふうになっています。低所得者ほど公的な介護サービスが必要にもかかわらず、介護制度になってより介護サービスの利用から排除されているという調査結果が出ています。それは、介護保険の費用負担の仕組みが、保険料は5段階区分、先ほど市長も説明しましたが、利用料は負担能力ではなく利用に応じた利用料になっています。このような制度の欠陥から、低所得者を初めサービスが必要な人に必要なサービスが十分届いていません。

こうした実態を踏まえ、先ほども申しましたように、減免を実施する自治体が急速にふえています。安心して年をとれるまちにしてほしい、こうした高齢者の声も多分市長のところに届いているのではないのでしょうか。介護サービスの利用率40%以下という状況から見ても、利用料の減免は切実です。市長、所見をお伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今言われましたいろんな問題、心に置いて検討させていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

検討って言われますが、角度をちょっと変えてお尋ねいたします。今、高齢者の方は、一部にはある程度お金を持っている、貯金をしている、だから当然保険料その他払えるんじゃないかというような声も聞きますが、その点について、市長、お伺いいたします。どう思われていますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

払えるところから取るちゅうことが本当に公平なのかどうかちゅうのは、これは議論の余地があると思っております。もちろん、ないところから絞り取る、これもまた議論のあるところでございます。そういったバランスの上でこの介護保険というものをきちんと押さえないと、先ほど市長答弁の中で申し上げましたように、制度そのものが将来にわたって成り立っていかないと、そういう実は問題もはらんでいるわけですから、どんどん全部3%にせいとか、そういうことには私はならんんじゃないかと思っておりますし、先ほど言いましたように、けさの新聞ですか、厚生省の考え方もあるようでございますので、そういったことも踏まえて、これから議論をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

二言目には制度が成り立っていない、こういうご答弁ですけれども、先ほどから私も言いますように、制度に欠陥があるから、やはりそこその自治体では何とか大変な人を救ってやりたいと、こういうことで4分の1の自治体がもう減免制度を実施しているわけです。もう制度そのものを崇拜するのではなくて、その欠陥、それを十分検討して、本当に困っている人たちを手助けしてやる、そのための減免なんですけど、その点についてもう一度お聞きいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど答えた中身以上に、今中間市の置かれている状況ちゅうのは大変難しゅうございまして、他市では確かにいい制度をやられているようでございまして、いずれにしても、これはまた一般会計から繰り出しをせないかんわけございまして、じゃあその状況が本当にあるのかどうか、あるいはこれからの中間市政にありまして、確かに人にやさしいまちづくりは基本に置きながらも、ぎりぎりのところでできる部分も含めて、これから心していきたいと、このように考えているところでございます。

それから、具体的な計画がないちゅうことなんですけれども、昨日の補正の中でも申し上げましたように、例えば保育所の統合等々含めて、やっぱりここらあたりもそういったできるだけきちんとした運営がされるその中で、無理、むだを省く、そういったことも総合的に考えないと、今の中間市の状況の中ではなかなか新たな財源が浮かぶという、浮いてくるという、そういう状況にないっていうことも二の足を踏んでいる、そういう答弁になっているちゅうこともひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほど、認定を受けたが利用していない人たちは、病院、それから家族介護で賄っているというふうに答弁されております。確かに、そういうことで、家族介護の大変さっていうんですか、そういうことが市民の方から声が上がっていますので、紹介させていただきます。

皆さん、もう介護1、要支援ということで、介護は要らないんだと、決してそうではないわけです。年金が少なくて生活が大変、ヘルパーやデイサービスなどを利用したいがお金がかかるため利用していない。介護しなければならぬ人がいるということは本当に大変なこと、人のつき合いも減り、自分のことはほとんどできません。介護保険を使いたくても1割負担が大きいのしかかっています。このように利用料が払えないために、介護

サービスを利用せず家族介護で頑張っています。

また、私は先日介護者の集いに参加させていただきました。介護されてる方、本当に一生懸命頑張っています。皆さんは介護講習や学習会にできるだけ参加して交流を深めたい、そしてよい介護をしたい、大変な家庭環境の中で介護の合間をぬって参加をしています。介護者の大半は高齢者でひざに障害を持っていたり持病があったり、介護者の健康管理や休養が本当に切実な問題であると、私は受けとめて帰りました。そのためにもショートステイ、随分改善をされましたけれども、もっと柔軟に利用できる施策が課題ではないでしょうか。こうした集いに参加できない介護者のためにも介護ネットの確立が急がれるのではないのでしょうか。担当部局の方、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

ご質問の部分は恐らく地域ケアネットの関係だと思います。地域ケアネット、これは非常に大事な部分でございますが、今このネット関係の事業の実績としましては、高齢者のサービス調整会議というのを毎月1回行っております。これはケアマネージャーとか保健福祉医療関係の担当者が集まりまして、いろんな情報交換をやっておるところでございます。

それと、本年度からは機関型の在宅介護支援センターの準備室を立ち上げております。これはいわゆる高齢者の方の心配ごとや悩みごと等を、そういう在宅介護支援センターの方に相談等をやるわけでございますが、最近においてはかなり件数もふえておるところでございます。

ネットワークのことでございますが、これにつきましては、遠賀・中間で1市4町で調査研究会というのを立ち上げております。遠賀・中間介護調査研究会、これは一応1市4町の首長が代表世話人となりまして、3医師会、それから社協関係、いわゆる介護保険にかかわるそういう事業者関係の方が集まりまして、いろいろそういうものについて研究していくということで、これは遠賀保健所が一応事業主体となって、老人会とかそれから食進会とか、そういったところももちろん含んでおりますが、そういったところでもってネットワークを広げていこうということでもって、ことしの8月から、先月からその分が立ち上がったところでございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

そのケアに関してと、少しだけ関係があるかなと思うんですけれども、中間市は高齢化率も高くなりまして、お年寄りの二人暮らし、それからひとり暮らし、合わせましたら大

体4分の1がそういう世帯だということが出てますけれども、3月議会でも取り上げまして、市長答弁で高齢者の生活実態調査、これを行っていくということで、もう半年たちましたけれども、この進捗状況はどうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

高齢者の実態調査につきましては、平成10年に介護保険のいわゆる事業計画を立てる中で、高齢者の悉皆調査というのを平成10年にやっております。これは全体で当時は9,800名ぐらいの高齢者の方でございました。こういった方たちに対して地区の民生委員さん、それと市の職員等で全員の悉皆調査をやったところでございます。この調査をもとに、いわゆる第1回目の高齢者総合保健福祉計画、これのいわゆるサービス料をこの悉皆調査でもって、調査結果をもとにつくり上げたものでございます。本来高齢者の実態調査というのは、地域型の在宅介護支援センターというのが市内に2カ所ございます。そういったところが、高齢者等からの相談、悩み事等、電話、あるいは訪問等があれば、実態調査をした中で調査票というのをくり上げておるところでございますが、今度機関型の在介を立ち上げるということを言っておりますが、この機関型を今度メインにして、一応保健福祉医療関係のそういう高齢者の情報を一本化するような調査票というのを今からそういう調査票作成に向けての作業を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

ケアマネジャーの件なんですけれども、労働状態、実態については監督署がというようなことでしたけれども、聞くところによりますと、ケアプランつくるのに本当に時間もかかる、やはり利用したい方たち、高齢者の方たちの要望をしっかりと受け入れてケアプランをつくっている、本当に熱心に皆さんされているんですけれども、規定では50件と、こうなっていますが、それ以上に頑張っているというのを幾つか聞いているわけです。これでは本当に高齢者の方たちにマッチした、ニーズに合ったケアプランができてののかなと、私は疑問に感じるんですけれども、まあ回答は要りませんけれど、そういうことがあってるのではないかというふうに思いますので、保険者としてぜひそういう調査もして、実際に合ってるならばぜひ是正をさせていただきたいと思います。

それと、ちょっと話が前後しますけれども、高齢者が、政府は、今市長はそれほど高齢者は金持ちだというようなことを言ってませんでしたけれども、もともと政府は日本の高齢者は経済的に弱者ではない、もっと相応の負担をすべきだと、こういうふうに主張しているわけです。しかし、高齢者の実態は平均値で言うと、弱者ではないという根拠、これは

高齢者の7割以上が年間所得240万円未満、女性の8割が160万円未満、年金受給者の約半分が月額5万円未満の基礎年金のみ、無年金者が何と200万人、中間市内の状況はわかりませんが、これに相応した方々が中間市内に住んでいるのではないかと思います。そういう実態も踏まえて、先ほどから私も繰り返し繰り返し言っております。介護保険料、利用料の減免、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

同和行政、まだまだですね、国はもう終わったと、こう言ってるのに今だに続けております。こういうむだをなくせばできないことはないわけです。ぜひそういう立場に立って、市長、減免を検討よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時10分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

6月議会の一般質問で、私は一部の幹部職員が不正な入札にかかわっている事実があるという内部告発について、かの鈴木宗男事件との類似性を示しつつ質問し、市長が選挙で公約してきた「口利き」「談合入札」「請負事業の丸投げ」など、不正入札の温床を一掃するように市長に求めるとともに、その告発の中には、「大島市政にかわった今も暗い影を落としている」ことを紹介し、市長が選挙のトップ公約で、公共事業の不正疑惑の温床の根を絶つという緊急提言を掲げたことと、内部告発との関連、つまり藤田市政当時の疑惑の温床が実存していたからこそ、不正入札、疑惑の一掃を公約したのか、この私の質問に、市長はこれを全面的に否定して、次のように答弁されました。「公共工事の不正入札疑惑は、前藤田市政においても現在においても、中間市にはあり得ないものと確信を持っている。」と、こう言って胸を張っての答弁をいただきました。

ところが、6月議会が終わった直後の7月5日に、収賄容疑で幹部職員が逮捕されたというマスコミの報道が一斉に行われました。その瞬間私は、「過去現在を問わず不正疑惑はあり得ない」という、大島市長の確信に満ちた答弁は一体何だったのかという思いとともに、市長の答弁に反して中間市の公共事業はここまで腐敗が進んでいたのかと唖然とせざるを得ませんでした。同時に、6月議会で私が公共事業の入札の改善がどこまで進んだか、その進捗状況を3月議会でただしていっていったことが、私自身いかに甘い判断であったかを反省させられました。

そこで、来年の3月議会と言わず、この9月議会で再度公共事業の入札問題の改善を急いで実施していくことの必要性について質問を行うものであります。全員協議会での質問と重なりますが、公開・公式の場で改めて5点にわたっての質問をしていきたいと思ます。

まず、第1に、戸籍業務のコンピューターシステム導入で1億3,000万円もの事業契約が一般競争入札ではなく、なぜ随意契約なのか。

地方自治法施行令第167条2の1項には、「売買、貸借、請負、その他の契約で、その予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」とありまして、その額は中間市の財務規則には40万円としております。つまり40万円までであれば随意契約をしてもよいということでしょう。この財務規則の定めをはるかに超えた1億3,000万の契約が競争入札でなく、なぜ随意契約なのか。

また、同法同条の2の2項に「不動産の買い入れまたは借り入れの契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものとするとき」は、随意契約は認められているようですが、今回のコンピューターシステム導入をする契約で、なぜ「その性質または目的」が競争入札に適さなかったのか、まずこの2点について質問をいたします。

二つ目の質問は、当時の新聞報道によれば、この戸籍業務コンピューターシステムの随意契約で、5社に声をかけたが2社がこれを辞退し、3社が見積書を出した。その3社のうち福岡リコーが一番安かった。担当課長がこの会社が安かったと言え、部長や助役の決裁はおりていた。この報道が事実とすれば、1億3,000万円もの契約が課長の判断で動かせる仕組みになっていたということであり、これはいかにもずさん過ぎりやありませんか。疑問はこれにとどまりません。新聞報道は、同じ市役所の中で、随意契約の取り扱いが違っていると書いています。ハード部門では助役をトップに審査会が開かれ、これを経て契約が交わされていると書かれていました。なぜ、ハード部門とソフト部門で契約の仕方が違うのか、その理由をお聞かせ願いたい。

三つ目の質問は、この事件とは直接には関係がないと思われる教育委員会にも警察の捜索が行われたことで、新たな疑問が生じています。この疑問の裏づけとして、平成12年度、13年度の当初予算で、小中学校のコンピューター借り上げ料として債務負担行為で予算が計上されていますが、ここでも宮野事件で贈賄容疑で逮捕された渡辺商事が介在していたと言われています。だから、警察の家宅捜索の手が教育委員会にも及んだといったことが市役所の中で取りざたされていますが、市長の所見をお伺いします。

4点目の質問は、戸籍業務の電算化システム導入に関する市長の本会議における説明では、電算システム導入の経費を計上したという極めて簡単な説明があつて、民生・経済常任委員会に付託された審議の場でも、当局からは何の説明はなかったものと推察されます。それは、委員長の本会議における委員会の審議報告にもこの件には一切触れられていないからであります。

一方の教育委員会が導入したコンピューター借り上げ予算については、総務委員長の審議報告で触れられています。ここではそのことをもって審議された形跡が伺えるのであります。

しかし、当局の説明があるうとなかろうと、予算書には具体的に金額は示されているわけですから、総務委員会で問題視され、議論されてきたのですから、民生委員会でもできないことはない。しかも、次の議会では戸籍業務電算化予算の減額補正までされているのであります。当初予算では、これが随意契約であったということはわからなかったと思います。予算が可決された後の話だと思いますので。しかし、次の議会では既に減額補正が同じ件で行われておるわけですから、この段階では既に、このコンピューターの導入は随意契約で行われたということがわかっておるはずのものであります。しかし、ここでも問題にされなかった。

先日の全員協議会で、議員から「議会のチェック能力」の低いことが強調されましたが、これは私もチェック能力を高めていくことについては大いに賛成であります。だが、これを強調した議員が肝心の民生委員会に所属しているわけですから、みずからを省みずして他を戒めるがごとき物の言いようというのは、まさに「天につばする」ものであらうと思います。

それはともかく、この場合、議会のことはさて置いて、市長への質問ですが、今度の贈収賄事件は起こるべきして起こったと言えるのではないのでしょうか。市長は就任早々新たに契約課を設けました。確かに、これは契約業務の改善に向けての一助にはなりましょう、しかしこうした組織いじりだけでは不祥事を一掃することはできないと思います。不祥事が起こる温床を根絶やしにする思い切った改革がこの際必要だと思います。そのために、どのような改革をしていくのか、そしてそれをいつまでに実施していくのか、市長の決断と実行性についてお伺いするものであります。

最後の5点目の質問ですが、事業契約において議会の承認を必要とするものは、1億5,000万円以上とされているものを1億円に変更するとかというようなことを、私は仄聞いたしておりますが、たとえ金額の手直しがあっても、これだけ多くの随意契約がずさんに行われているものがただされていくとは思われません。これまでの随意契約を金額の多少にかかわらず洗い直していく必要があると思います。そこから問題点を一つ一つ引き出して、ただすべきものはただしていく、こうして公正公明な公共事業が実施できると思います。

これを市長部局で行うことは、当然言うまでもないことですが、同時に議会サイドからの視点をもってこれをチェックしていくことも重要な議会の仕事であると思います。市長は、早急に議会への資料提出をしていただきたい。このことを市長の見解を求めて第1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

野村重利議員の戸籍業務の電算化にかかわる贈収賄事件についてお答えをいたします。

まず、本件につきましては、本市の職員がかかわったことにつきまして、議員の皆さん方、また市民の皆様方に多大なご迷惑をおかけをいたしましたことを、再度この場を借りて心からおわびを申し上げる次第でございます。

今回の事件を契機に、今後ともなお一層の契約事務の公正性を高め、業者等の不正行為に対し厳正に対処し、不正のない契約事務を推進をしていく所存でございます。今回の戸籍電算化システム導入で1億3,000万円もの事業契約が、一般競争入札でなく随意契約なのかについてまずお答えをいたします。

今回の戸籍電算化システムにつきましては、平成6年12月に「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、全国の各自治体が戸籍事務の電算化に向け、独自の取り組みが進められているところであります。本市におきましても、市民サービスの向上、また事務の効率化を目指して導入を実施したところであります。戸籍事務は身分を公証する制度であり、市民の皆様方のプライバシーにかかわる事柄を記録し保存をするという、最も大事な事務でございますので、戸籍事務を電算化することは細心の注意が必要と思われれます。

本件につきましても、購入決定製品を初め他社2社の製品の品質を分析し、かつ価格等の比較も行っているようではありますが、物品等の取り扱いについては、昨年8月に物品等の随意契約参加者の資格審査等に関する規則を制定し、あわせて物品等指名審査委員会規則を8月1日付で制定をいたしております。

今後とも高額な物品等については、物品等指名審査委員会におきまして十分な審議を行い、最終決定については慎重に決したいと考えております。

次に、警察の捜査が教育委員会に及んだ理由についてご説明申し上げます。

7月6日に行われた家宅捜査が中央公民館まで行われたのは事実であります。しかしながら、捜査が教育委員会まで及んだ理由は、逮捕起訴された職員が逮捕時は中央公民館館長であったことから、本人の私物関係の証拠物件押収のために実施されたものであります。

さて、今回のような不祥事件を根絶していくための具体的改革ではありますが、さきの植本議員のご質問にも一部ご回答いたしましたが、私が市長に就任した直後の平成13年8月1日に、それまで工事関係しか適用していなかった業者の登録制度を物品関係までその枠を拡大をするため、「中間市物品等の指名競争入札及び随意契約参加者の資格審査等に関する規則」を制定をし、同年10月から受付事務を開始しているところであります。ちなみに、平成14年7月末現在の有資格登録業者数は、市内164業者、市外486業者の合計650業者となっております。市がこれらの業者に物品を発注する場合は、経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、地理的条件、技術的適正、指名及び契約の実績等

を考慮しながら業者の選定をいたしております。

また、より一層の契約事務の透明化を図るため、平成14年1月からは、工事あるいは物品の発注原課と契約事務担当課を分離するために契約課を新設し、あわせて「契約事務マニュアル」を作成し、担当者の私見の入る余地を少なくして、均一で公正な契約事務が遂行できる体制づくりを行っております。

ちなみに、このマニュアルに規定する物品等に関する随意契約の方法は、基本的に購入予定価格が30万円未満は原課、30万円以上50万円以下は契約課で契約を行い、50万円を超えるものにつきましては指名競争入札を実施しております。

さらに、購入予定価格が1,000万円以上となるような場合は、中間市物品等指名審査委員会の審査に諮り、業者選定を行うこととしております。

以上のように、契約事務の適正化並びに公正化について、これまでさまざまな取り組みを実施してまいりましたが、これらの取り組みが実施される以前の事件とはいえ、今回のような不祥事が起きたことは、まことに遺憾の意にたえません。また、一方で、今回の事件を猛省し、これを明日への糧につなげるために、さらなる取り組みが必要であるものと痛感した次第であります。

そこで、8月から新たに取り組むことにした事柄の一つとしては、随意契約事務における透明性の確保のため、見積もり徴収に際しては、業者には封書にて封印の上提出させることを、またそれを開封する際には必ず所属部長や契約課職員が立ち会うことを義務づけております。

また、もう一つの取り組みといたしましては、特に契約事務を担当する職員等には、本人が能動的に不正を働く意思がなくても、その職員を取り巻く周辺からさまざまな圧力や働きかけを受け、結果として不正を行う状況に追い込まれる場合も想定されます。このことから、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規定」を制定し、もし不正な働きかけがあった場合は、所属長を経由して「公正職務調査委員」により、その事実関係を調査するとともに「公正職務審査委員会」において、その対応を決定するといったような、庁内の体制づくりを行い、職員が安心して職務に専念できる環境整備を図ったところであります。

なお、この規定を有効に活用するためには、職員自身の自覚と認識が肝要でありますことから、去る8月28日と29日の両日にかけて研修会を実施いたしております。

また、同じく8月1日付で公正な事務の執行策として、工事請負契約における予定価格の事前公表を行うようにし、談合防止のための指名業者の事前公表を廃止する取り組みも行っております。

さらに、9月1日からは、物品等の有資格業者に対し、事故、不正行為、暴力的組織、契約不履行その他の5項目に分類するいずれかの項目に抵触するようなことがあるときは、その内容に応じて指名停止期間を定めた「中間市物品等供給契約参加者の指名停止要綱」

を制定し、市の不正は許さないという確固たる姿勢を示したところであります。

今後予定しております取り組みといたしましては、職員の公務員としての倫理を確立し、職務遂行の公正さを確保する目的で「職員倫理条例」の制定を計画しており、3月議会において議員の皆様にお諮りしたいと考えております。無論これら一連の取り組みによって、議員の言われる不祥事の温床が根絶するとは考えておりません。最終的には、職員一人一人のモラルと自覚が最も重要なポイントであることは言うまでもないことであります。このため、職員研修を初めとした地道な取り組みを今後とも継続し、一日も早い市民の皆様方の行政に対する信頼回復を図ってまいりたいと考えております。

さて、最後のご質問である随意契約状況等の議会への資料提出の件についてお答えいたします。

去る7月25日開催いたしました全員協議会にて、事件の経過報告にあわせて再発防止に向けての今後の取り組み等のご説明を申し上げたところです。この説明の中で、現在の随意契約の状況調査をいたすことを約束しておりましたが、その調査結果がまとまりましたので、この席をお借りしてご報告いたします。

調査は、平成13年4月から本年7月末日までの間に、地方自治法施行令第167条の2第1号に基づき契約締結事務を行いました工事関係と物品関係を対象に実施し、契約形態別、すなわち入札か随意契約かの別に件数と契約金額とをまとめました。

まず、平成13年度の工事関係の契約件数ですが、入札138件に対し随意契約282件、契約金額は、入札25億3,162万円、随意契約2億930万円となっております。一方、物品関係等の契約件数は、入札12件に対し随意契約約9件、金額は1,018万円に対し232万円となっております。

また、平成14年度の契約状況を見ますと、工事関係の入札件数67件に対し随意契約件数91件、金額は入札12億3,739万円に対し7,897万円となっており、物品等の契約件数は、入札29件で随意契約15件、契約金額は入札4,928万円に対し随意契約592万円となっております。

以上申し上げました数値は、契約課が契約事務を主体的に取り扱った契約件数とその金額であります。契約事務マニュアルにより30万円未満の委託契約や10万円未満の備品購入については、原課により事務遂行をしておりますことから、少額の契約まで加えますと、その件数、金額とももっと増加するものと思われま。

さて、議員ご指摘の議会サイドによる契約実態の具体的チェック体制ではありますが、議会の各常任委員会において十分ご審議いただければと思っております。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

地方自治法施行令の167条2の1項並びに2項、この規定に則して、これまでやられ

てきた随意契約がすべて合法的にクリアされておったということなのですかどうなのですかということをお尋ねしとるわけです。もう一度答弁願います。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

合法的な契約であったと思っております。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

合法的な契約であったということだけで納得いたしましたというわけにはまいりません。今後事実に基づいて検証していきたいと思えます。これはあなたの就任以降に起こった問題じゃなくて、その以前に起こった問題ですよ、今度の事件も。しかし、そこも含めて、温床と言う以上は、そこに存在しておったわけですから、だから今回の事件が起こったわけですから、そういう温床を一掃するためにあなた方が言われる、クリアされておるといことがどうなのか、それを検証しつつ、また今長いことあなたが述べられた今後の対策、これについても私は否定はしません。ぜひやっていただきたい、やっていただきたいが、あなた自身が言われるように、温床を一掃するに耐え得るものであるかどうかということはまだ未知数の問題。しかし、これをやらなくちゃならない、このためにもあなた方がやられようとするこれからの施策についても、一つ一つ検証していきたいと、これ重大な問題ですから。単なる汚職事件じゃ済まないんです。その家族も含めて悲劇に陥れる、またその後継者があるというふうに思われる場合は、これを何としても防御しなくちゃならない、起こる前に。

こういう観点から、私は最後の5点目の質問にもその意味を含ませてやっておったんですが、常任委員会の検討、もちろんそれやってもらわなくちゃなりません、その検討に耐え得る資料を提出しなさいと、こう言ってるわけです。それできますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今言われるように、執行部だけで当然頑張っているものをつくろうと、そういう気持ちがありますが、当然議会の皆さん方のお知恵も拝借をしながら、この件についても将来ともきちんとしたものができ上がるようにやっていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

押収された書類、大部分は返ってきたそうですね。ところが裁判に資するための重要証

拋物件、これに関してはまだお返ししておりません。こういう警察当局の話がありました。いつ返すのかと言ったら、これは裁判があって、結審があるまでお預かりするということになるのではなかろうかと、これは検察当局じゃない、警察当局の話ですから、そういうふうに聞いております。たとえそういうことになっても、今後の改革を求めていく上でそれが必要だということになれば、コピーしたらどうですか、裁判所に行って。そうしてでも資料を提供してもらおうと、議会の方に。我々は当局がやろうということを信用しないということでおっしゃるんじゃないんですよ、議会は議会として市民から負託された予算、決算についてのチェックをして、そして正常な予算執行をやられておるかどうかを見ていく義務があるんです、本来的な義務が。この義務の遂行をしていこうと。こういうことですから、資料はもう隠さず余さず提供していただきたいということなんです。それお約束できますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

資料の件につきましては、担当部の方で既に動いておりますので、報告をお願いいたします。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

お答えします。

裁判所の方に行きまして、一部ですけど資料をもらっておりますが、全部じゃございませんので、今後また働きかけていきます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

あのね、部長。今後またもらいに行きますということですが、向こうはなかなか渡さないと思います。結審が終わるまでちょっと無理でしょうということでしたから、だからコピーしてでももらってきてくれということを要望しとるわけです。どうですか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

向こうに要望してまいります。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

コピーはさせてくれるでしょうというふうに警察当局も言っておりましたので、ぜひそうしてでも資料をそろえていただきたいと思うわけです。

次に、教育委員会関係については答弁いただきました。これで私は一応納得しております。うん、そうだったかということですね。

それと、もう一つは、今中間市にこのソフト事業については一定の数が示されましたけども、ハード事業を含めての指名業者が何社あって、そしてその指名業者がそれぞれの業者組合ちゅうの、そういうものに組織されておると思うんです。その業者組織が幾つあるのかということをお尋ねしたいと思うんです。

議長（岩崎 三次君）

貞末総務部参事。

総務部参事（貞末 伸作君）

ただいまの業者登録者数についてお答え申し上げます。

業種は工事の場合におきましては、土木工事、建築工事、調査測量、造園、電気工事、その他という6種類の業種があるわけですが、その業種の全体数は14年9月1日現在では225社を数えるところでございます。それから、ただいま申し上げましたのが市内業者登録の内訳でございまして、これ以外に市外業者の登録がございまして、現在のところ市外の登録業者は1,079社という数字が上がっております。

以上、中間市の工事にかかわる指名登録業者数をお答えいたしました。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

私が何でそこらあたりを聞いているかといいますと、今日の不況ですよ、山本議員も一般質問の中で状況をつぶさに数字を上げて言われました。業者も大変な目に遭っておるわけですし、その業者が、業者組合がありますよね、これについてはまだ幾つか答えていないね、その業者組合が公平公正に仕事が回っておるんだらうかということ、偏ってはいないか。それから、業者組合にも組織されてない、いわゆる未組織の業者、この方々に組織されておる業者と同様に公平にいておるのか、公正にいておるのか、そこらあたりをチェックしていかなくちゃならない、議会としても。そう思ってお尋ねしておるわけです。ですから、そういう資料も含めて、質問者の私ということじゃなくて、担当常任委員会に提出していただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

議長（岩崎 三次君）

貞末総務部参事。

総務部参事（貞末 伸作君）

お答えいたします。

私どもで中間市建設業の指名登録を受け付けておるわけですが、それぞれの業

者の内容については把握はしておりますが、野村議員が言われますところのその中で、市内の中に組合が何組合あって、それぞれに参加する業者が幾らあるのかということについては、現在のところ把握しておりません。で、これにつきましては、私どもが今の段階で把握できないのは、従来二つあるわけですけれども、そのほかにもう一つできたとかできないとか、そういういろんな社会的な変化もございますので、今の段階でわかるものについては、調査をして報告するということになるかと思えます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

そういう業者組合別に参加する業者がだれだれなのかというようなことについては、なかなか困難な向きもあろうかと思えますけれども、これをちゃんと把握しておかないと、公平公正にいておるかというチェックを働かせようと思ってもできないんです。だから、あえて私はそこらあたりを求めておるわけです。できないということであれば、そのできない理由、原因、そういうものをはっきりさせてもらいたい。きょう質問してきょうあなたからお答えをいただくというふうには思っていないが、ここらでしっかり胸にとめて、今後仕事をしていただきたいというふうに思います。要するに、あなた方はこれからしる真剣にこの問題については、市長は公約しておるようやってもらわなくちゃならない、我々としても全面的に応援しますよ、このことについては。応援しますが、しかし立場上とかもろもろのかかわりとかいうようなことで、やりづらいことも起こるかもわからない。こういうものについても我が日本共産党議員団は進んでお力をお貸ししたい。である以上、資料も提供していただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

一般質問に入る前に、午前中の植本議員の質問の中で、日本共産党議員団が発行しております中間民報の件で、総務部長から共産党議員団に抗議をしたという発言がありました。共産党議員団としても名誉にかかわることでもありますから、私の質問時間が少し短くなりますけれども、そのことについて簡潔に触れておきたいと思えます。

実は、今の質問でも問題になっております贈収賄事件、この事件があった後で贈賄側の渡辺商事の同業者に話を聞く機会がありました。その中で、いろんなことを言われましたが、中間民報に書いてあったのは多分二つだったと思えます。

現物を持ってきておりませんから、一つは、渡辺商事が物品納入について独占しておることから、以前は指名願いを出して登録業者としていたが、最近はやめました

というのが一つ。

もう一つは、その業者の親戚筋に当たる元課長の話として、渡辺商事から課長以上に中元、歳暮が贈られている、これはみんなもらっているという、そういう話があったわけです。その際、業者の方からその元課長は何の悪びれた様子もないということで、かなり怒りを持っていました。ですから、そのことについて出したわけではありますが、先ほど総務部長の方から、10名程度ということが言われました。

そこで、私は、その元課長がだれであるのかということも、その後のいろんな話の中から特定することができましたが、元課長は5年ほど前に、五、六年と思いますが退職しております。そして、10年近くは私の記憶では管理職として在籍していた、そういう人です。ですから10名程度と現在言われておりますが、数年前、それからさかのぼって、いつその話があったのかというのははっきりしませんけれど、相当な、いわば中元、歳暮は配られていたのではないかと思います。というのが、またその業者の話ですけれども、担当する職場の、物品納入する職場の人だけに対象にしていたのでは、配置転換があったときにまた新たにしなければならぬということから、そういうことから、恐らくかなりの、その元課長が表現していた「みんなもらっている」というような状況に近いものがあったのではないかと思います。このことから、先ほどからいろいろ言われております。

そして、今後組織的にそういうことのないようにしていきたいということですが、もともと公務員というものは全体の奉仕者でありますから、ある特定の業者との接触を強めるというようなことはあってはならないということを強くこの場で求めて、質問に入りたいと思います。

市民の健康を守り、医療費を減らすことに関して一般質問を行います。

さきの通常国会において、小泉内閣は空前の国民負担増を盛り込んだ医療制度の大改悪法を自民、公明、保守の連立与党の賛成を得て成立させました。医療保険制度がどうなるかは国民にとって命と健康に直接かかわる問題です。国民にとって命綱とも言うべき医療制度を大改悪し、その命綱を切ろうというのですから、自民、公明の連立に支えられている小泉内閣の政治は冷酷・非情としか言いようがありません。しかも、この大不況のもとでの医療大改悪です。これが国民の暮らしと健康をますます悪化させることは明らかです。医療大改悪による負担増は市民生活にさまざまな影響を及ぼします。

第1には、保険料引き上げによる家計の収入減です。サラリーマンや公務員などが支払う保険料は、ボーナスからも月々の給料と同じ割合で保険料を天引きする総報酬制が来年4月から導入されます。

サラリーマンが加入する厚生年金でも来年4月から総報酬制になることが、2000年に強行された年金改悪で決まっています。このため来年夏のボーナスからは大変な打撃を受けます。現行ではボーナスから徴収される保険料は特別に低くされていて、労使合わせて1%の負担です。これが総報酬制になると、健康保険は8.2%、厚生年金は

13.58%にはね上がります。

厚生年金加入者の標準的な月収32万円、ボーナス3カ月分として96万円の場合を例にとると、ボーナスからとられる保険料は現在健康保険と厚生年金合わせて9,600円です。これが総報酬制になると10万4,500円にもなり、ボーナスの目減り分は9万5,000円で、家計・個人消費に与える影響は重大です。

第2には、医療費の負担増です。今回の医療改悪では、サラリーマンなど本人と家族の入院時の窓口負担を2割から3割に引き上げますが、特に在宅で医療を受けている高齢者の負担は大幅増となります。高齢者向けに多くの診療所で実施されている1回850円、5回目からは無料の定額負担制が10月から廃止され、70歳以上への1割負担が徹底されます。1割負担であっても現行の制度では通院の場合、患者負担の上限は1カ月が3,200円ですが、これも廃止されます。

その結果、負担額が急増するケースが出てきます。例えば、自宅で月4回の訪問診療を受けている膵臓がんの患者の場合、今の患者負担は1回850円の定額負担で月4回で3,400円です。ところが、1割負担になると4万8,410円にもなり、14倍もの負担増です。重い病気に苦しむお年寄りに耐えがたい負担増を押しつけることとなります。

第3は、医療費の負担増が病気を我慢する受診抑制を引き起こすことです。法案審議の中で坂口厚生労働大臣は、「3割負担になったらちょっとのどが痛いとか、ちょっと熱があるといったような人たちは、それを控えるということが一時的に起こるかもしれないと思いますけれども、医療の大勢に影響していくことはない」、このように述べ、受診抑制につながることは認めています。しかし、「大勢に影響ない」と軽く見っていますが、2割負担を実施した1997年では、97年の改悪を挟んで、35歳から64歳までの患者は12%も減っています。

負担増による受診抑制はかえって病気を重くすることにつながり、軽いときには少ない医療費で済んだものが重症化によって医療費をふやすことになり、それが保険財政悪化となってはね返り、それを理由にまた患者負担増を求めるといった悪循環に陥ることになります。

第4は、経済への影響です。医療の負担増による影響は、医療だけにとどまらず、家計を冷やすことや将来不安を大きくすることから、経済全体に影響を与えます。2割負担を実施した1997年改悪で、政府はこの影響を軽視し、現在に至る大不況を招く大失敗を犯しました。

来年度は、医療に続き、介護保険料の引き上げ、物価下落に連動した年金給付の削減、雇用保険料の値上げが計画されています。これら負担増の総額は3兆2,400億円にも上ります。97年の医療改悪のときは、雇用されている人の所得が年々ふえている中での実施でしたが、今回は逆に減っていく中での改悪ですから、負担増に伴う経済への影響は深刻です。

以上、るる述べてきたように、今回の医療改悪の基本的な考えは保険料負担、患者の窓口負担を引き上げることによって、家計の面から病院に行く敷居を高くし、医療費の抑制を人為的に作り出そうというもので、その結果は受診抑制による国民的規模の健康悪化につながり、かえって医療費がふえるという悪循環が生まれることと、医療負担が家計を圧迫して消費を抑えることから、経済のさらなる悪化をもたらすこととなります。

健康を保持するためには、病気の早期発見、早期治療が鉄則であります。東京商工団体連合会という団体の共済会が、商工業者が死亡した病気で病院にかかった、つまり初診から死亡に至る期間をまとめたものがあります。それによると、昨年4月から12月までに、病気でなくなったため共済会が見舞金を出した人は125人、そのうち初診から1日以内に亡くなった人が10人、8%、2日以上10日以内の死亡が17人、13.6%、5人に1人以上が初診から10日以内に命を落としています。こうして積み重ねていくと、1カ月以内が38人、30.4%、3カ月以内がほぼ半数の56人、44.8%に達します。そのうち、60人、48%はがんでした。この状況からは受診を我慢し、健康診断も先送りし、病院に駆け込むと既に手遅れ、このような姿が浮かび上がってきます。

そこには、受診抑制に至った理由が二つ上げられています。一つは、自営業者の多くが入る国民健康保険は、医療費の自己負担が3割と重いことと、会社に勤める人の傷病手当のような休業保障もないこと、二つには、不況で仕事が減ったことから客や仕事の注文を待ち続けなければならない、注文が入れば徹夜してでも納期に間に合わせないと後の仕事が来ない、入院して休んでいては仕事を絶たれてしまうということで、不況にあえぐ商工業者の悲惨な状況が出ています。

これは東京だけの問題ではなく、予防医療の取り組みが進んでいない地域では、実態は余り変わらないのではないかと思います。しかも、今回の医療制度改悪によって、このことはさらに深刻な度合いを増すこととなります。

市民が健康を維持することは、市民個人の努力と行政の施策、医療機関の問題など、さまざまな要素が絡み合っているものと思います。また、市民が健康な状態を維持できるかどうかは、国民健康保険や老人保健の財政を大きく左右することになりますので、ここでは、住民の安全、健康及び福祉を保持することを責務としている行政の施策について問題にし、質問したいと思います。

質問の第1は、予防医療の問題です。予防医療においては、まず検査ということになります。検診率の向上は以前から言われながら、いまだに低い状況にあります。検診率の向上など予防医療を充実させれば、市民の健康を守り医療費を減らせることはだれもが認識していることです。

近く予防医療の先進地域である長野県の自治体に職員を派遣し、予防医療に関する調査研究を行うと聞き及んでいますが、予防医療充実に向けて今後どのような取り組みをするのか伺います。

第2は、老人保健事業の訪問指導の問題です。訪問指導の回数が多い地域と少ない地域を比較すると、回数の多い地域が医療費が少ない調査結果が出ています。このことは、訪問指導が生活の面、あるいは保健・医療の面において適切に行われることが、高齢者の健康の保持に役立ち、結果として医療費の削減に寄与していることをあらわしています。

中間市の訪問指導の回数は地域別に見れば少ない方に属しています。市民の健康を保持し、医療費の削減につながる訪問指導を充実させるべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

第3は、市立病院で使用している医薬品の問題です。医薬品の中には、同じ成分で同じ効き目の薬が複数売られているものがある。最初に発売された先発品とその特許が切れた後に他社が発売する後発品で、後発品の薬の価格は5割ほど安い。可能な限り後発品に切りかえれば薬剤費が低くなり、患者負担と国保、老人保健の医療費負担を減らすことになるから、後発品への切りかえを積極的に行うべきではないかと、私は3月議会、6月議会と続けて質問してきました。

3月議会の時点では、市立病院で使用している医薬品、約800品目のうち後発品は2品目でした。それが6月議会の時点では4品目になりました。後発品への切りかえをどのように進めているのか、その状況と今後の取り組みについて伺います。

これをもちまして、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

久好勝利議員のご質問のうち、検診率の向上と予防医療を充実させれば、市民の健康を守り、医療費を減らすことができるが、予防医療充実に向けた取り組みを伺いたいとのご質問からお答えをいたします。

議員ご指摘のように、予防医療の充実や市民の健康づくりなど、保健事業の推進が医療費を減らす有効な手段であることは言うまでもありません。平均寿命は男女とも大幅に延び、高齢社会と言われる今日にあって、健康長寿でありたいと願うのは市民だれもの思いであり、当然のことながら市民の健康づくりは行政の重要な施策でもあります。

検診の受診率の向上を初めとして、健康づくりを推進していくためには、市民一人一人が自主的に健康づくりに取り組む姿勢、いわゆるみずからの健康はみずからが守という自覚をうながすとともに、地域においては、住民、健康、福祉に関する多様な関係機関、団体との連携が不可欠であります。

一昨年、本市の老人クラブ連合会に、会員の健康、衛生に関する業務を担当する保健部が新設されたのに伴い、この組織の活動支援を行うとともに、会員の健康に関する意識調査を実施し、現状の把握と活動方針の基礎資料とした経緯がありますが、今後ともこうしたさまざまな組織、あるいは団体との連携を深め、健康への関心をうながし、受診率の向

上を初めとする健康づくりの充実に努めていきたいと考えております。

また、健康診査を入り口として、検診データや健康度評価データの総合的活用を図るため、健康管理システムを導入し、市民一人一人の健康度に合わせた効果的な訪問指導及び個別、あるいは集団の健康教育を計画的に実施していくことを検討しています。さらに、健康診査の制度の管理及び効果的な実施のため、検診機関及び関係機関との情報交換、連絡調整、連携に努めているところです。

また、前回の議会でお答えいたしましたように、長野県の自治体に保健師を派遣をし、調査、研修を行うことにいたしております。

いずれにいたしても、疾病予防を推進するため、検診を初め健康教育、健康指導など、保健事業の効果的な実施に努めていく所存であります。

次に、老人保健事業訪問指導の回数が多い地域と少ない地域を比較すると、回数の多い地域が医療費が少ない調査結果が出ている、中間市の訪問指導の回数は少ない方に属している。訪問指導を充実させるべきではないか、見解を伺いたいとのご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、平成12年に介護保険制度が施行されました。これに伴って、要支援者を含めた介護認定者のケアマネージメントにつきましては、ケアマネージャーの手で行うことが位置づけられたところがございます。これによって、老人保健での訪問指導件数は介護保険への移行から減少傾向にあり、本市においても例外ではありません。現在の訪問指導にとりましても最も重要なことは、介護予防の観点から支援が必要な対象者を早期に把握し、支援を行うことです。

このため、本市では現在、介護保険課に2名の保健師を配置し、関係機関との連携によって支援が必要な高齢者等へ早期に訪問指導を実施する体制をとっています。

今後は、対象者の把握について、さまざまな角度から検討するとともに、指導内容の充実を図り、一人一人の状況に合わせて健康教育、健康相談の場の活用も進めていきたいと考えています。

また、老人保健事業とは別に、健康診査後の訪問指導につきましても、受診者の健康度の向上、支援のため、健康教育、健康相談とあわせて実施してまいりたいと考えています。

次に、市立病院で使用している医薬品を可能な限り後発品に切りかえれば薬剤費は削減され、医療費を減らすことができるが、取り組みの状況を伺いたいとの質問についてお答えをいたします。

後発医薬品の使用に関しては、議員ご指摘のとおり患者さんの個人負担の軽減と医療費抑制策のための選択肢であると認識しております。しかしながら、現在の薬価制度は発売されてから長い年月がたち、特許が切れた薬を積極的に後発医薬品に切りかえていくような制度になっていないため、結果として後発医薬品の使用は促進されませんでした。

しかし、本格的な高齢化社会を迎え、国民総医療費の増大が予想される中、本年4月よ

り薬価制度を含め、抜本的な医療制度の見直しが進められたところでございます。医療コストの抑制は重要課題となっており、後発医薬品の使用はその一環として国が医療の包括化とともに優良後発医薬品の使用促進を行っておりますが、国立大学附属病院や国立病院では、全採用医薬品のうち、後発医薬品の採用率がまだ低い状況でありますことから、国は積極的な後発医薬品の採用、促進の指導を行っております。

中間市立病院におきましては、後発医薬品の使用品目は6月の議会で申し上げました4品目から、さらに7品目ふえて11品目となっております。今後とも院内に設置してあります薬事審議委員会で優良後発品の使用を十分論議・検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

まず、検診率の問題について伺いたいのですが、健康増進課長がいいですかね。

以前から検診率の向上ということが強く言われながら、なかなかその率というか、検診を受ける人の人数がふえてないというのがありましたが、今のところどの程度になっているのか、そしてこれが10年前ぐらいと比べてどのような推移をしているのかわかれば、まあ、大まかなところでいいですから答えていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

済みません、10年前のデータ等ございませんけれども、検診に関しましては、基本健康診査、いわゆる血液検査とか血糖とか血圧等、これという、肺がんの検査であるとか胃がんの検査であるとかいう絞った分じゃなくて、基本健康診査と、あとそれぞれの子宮がん、乳がん、いろんな検診に分かれますけれども、いずれもずっと上昇傾向にあります。大まかに言いますと、対前年度比では5%から6%程度ずつは伸びてきている、ここ数年の傾向としてはずっと伸びてきております。

ただ、1件、当然検診も集団検診と、あと個別検診とに分かれるんですけども、個別検診の場合は自分のかかりつけの医者のところを受けるわけですけども、乳がんに関しては昨年度からマンモグラフィーという、視診、触診にレントゲンを併用した写真撮影によってがんを発見するというのが集団検診の場に導入されて、開業医でこれの機械を持っておられる方はほとんどいまだおられないのかと思いますので、この部分だけが個別検診の部分だけが下がっております。あといずれの検診も対前年比ずっとここ数年は伸びております。それが、全人口の占める割合とか対象者に占める割合はまだ低いと言わざるを得ないような状況だと思います。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

低いと言わざるを得ない状況で大体どの程度ですか、何パーセントかと。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

それぞれが対象者が限られて、例えば基本検診については40歳以上という、40歳以上の人口をすべてを把握しているわけじゃありませんけれども、基本検診等を受けられた方は3,200名程度、1年間にですね、40歳以上。そして、それぞれの胃がんであるとか、各種がん検診がやっぱりそれぞれ1,500名から2,000名程度の数にとどまっているということであります。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

全体がどのようというよりも、ここでいろいろ議論する場合は、特に国民健康保険加入者ということで考えていただけたらいいかと思います。

それで、これは私どもよく岩手県の沢内村についていろいろと出すわけですが、ここでの健康管理資料いうのを、これは平成2年6月発行のものです。それを見ると、昭和40年代から50年代にかけて大体60%の検診率になっております。しかも、ここで注目すべきことは出稼ぎ検診というのがあるんですね。ご存じのように東北地方の場合、冬出稼ぎに出ます。そういったときに、出稼ぎ先までそういう連絡をして、ぜひ検診を受けてくださいと、そういうことからつかんでいる数が昭和46年の場合で59件、それがだんだん上がって、51年では・・あ、件数じゃなくてこれは人数ですね、59人から92人というようなことで、そういう努力をしながら何とか医療費を引き下げる、そのことによっていまだに60歳医療無料というような、そういう医療制度も作り上げてきている。

そういうことから、私どもは予防医療について、いつもこう口を酸っぱくするほど言ってきているわけですが、今回初めてと思いますけれども、長野県の一つの自治体に保健師を派遣して、調査、研修を行うということですが、議員の行政視察とはちょっとこれ、専門家ですから内容が違うかと思えます。ですから、そこで調査、研修を行う、その何ていいですか、何を見るのか、眼目は何かというところをちょっと説明していただけたらと思えますが。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

一番の主眼に置いておりますのは、いわゆる検診を初めとする受診率の向上について、

当保健センターの方でもそれぞれ職員がアイデアを絞り、受診率の向上に努めておられるわけですが、非常に医療費の低い地域であります。全県的に低いわけでありませうけれども、それにおいて予防医療がどれだけの役割を果しているのかと。しかも、受診率等の向上についてこういったアイデアなりいろんな考え方を持っておられると思いますので、既に調査する項目については、前もってこちらの方から向こうの担当者あてに、調査項目についてあらかじめお知らせして、それについて実際に現地に行って、保健センターの見学とあわせて担当者から意見をお聞きしたいということで、今調査項目について、保健センターとこっちの国保の医療係とでまとめをしているところでありますが、主眼としては受診率の向上とか、そういったものに向けたアイデアとか取り組み、そして国保に関しましては、やはり老人医療費を中心に医療費が低く抑えられている要因が、何かこれという要因があったら、そういったもの等をお聞きしたいというふうに考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

長野県に行かれたら気がつかれると思いますが、長野県全体として大体50件に1人ぐらゐの割合で当番のボランティアによる、いわばそういう検診を受けるためのいろんな働きかけをする人を置いているんですね。そして、そういう人を置く限りにおいては年2回とか3回というのでは、なかなかそういう仕事もありませんから、毎月誕生月には検診を受けてくださいという、そういう方向でやっております。ですから、当然検査機械などが常時必要になるわけですから、保健センターには大体のところで検査機械などが置かれ、医者、あるいは看護師、保健師といった人たちを配置している。

ですから、そういう状況をつぶさに調査研究してきていただきたいと思います。何しろこの福岡県に比べて、大体長野県は老人医療費、1人当たり30万円低いんです。この国保にこれを当てはめてみると、1年間に20億円からの違いが出るわけですから、相当な、いわば財政的な投資をしても、これは十分見返りのあるものだと思いますので、この先進地視察をすることによって、この経験を取り入れることによって、今後どのような予防医療の方向を目指そうと市長は考えておられるのか、その点を伺っておきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

この長野県の発想は久好議員の発想でもございますんで、今柴田課長が言われましたような、そういった中身をつぶさに検証しまして、取り入れるとこがあれば十分取り入れていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

せっかく研修するわけですから、十分取り入れていただきたいと思います。

それから、次に、老人保健事業の中の訪問指導について伺いたいと思います。老人保健事業の訪問指導の中で、これは対象者の把握及び名簿の作成ということも、老人保健事業実施要領の中で記されておるわけですが、中間市においてはどのように対象者を把握しているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

先ほど言いましたように、非常に介護保険の導入が12年度に図られてから、要支援者を含めまして、介護認定にかかりますとすべてケアマネージャーの手でその後の対策が練られるという対応になります。したがって、老人保健に基づく訪問指導につきましては、介護保険のお世話にならないボーダーラインの人を中心として、訪問指導を実施しているわけですが、介護保険課にお見えになる相談とか申請者、そういったあたりの方々からの対象者の割り出しとか、あといろいろな地区からの相談とかあろうかと思えますけれども、何せ訪問指導につきましても、高齢者の方の中には他人の訪問をやはり非常に嫌がる、至らんおせっかいってというような思いを持っておられる方もありますし、本当に訪問指導の必要な人員を把握するという方法、今一番の方法は、介護保険課への相談者からリストをアップしていくということをしているというふうに聞いておりますけれども。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

1回目の質問の中で訪問指導が少ない地域に中間市も属しているということを言いましたけれども、1998年の老人保健事業訪問指導と老人入院費医療の関係というものを調査した資料があるんです。それによりますと、いろいろとばらつきはあります。訪問指導をした、まあ同じ、福岡県が一番少ないわけですが、大分県の場合ですと余り訪問指導の件数は、そうですね、それでも1,000人の人口当たりで50件ぐらい違いますかね。それで、福岡県が入院医療費1人当たり48万が39万と低い、随分と回数と医療費の関係が随分と違った面もありますが、これを沖縄、鹿児島、熊本、宮崎、大分、長崎、佐賀、これら福岡県とそれを全体を比較して見た場合に、福岡県の場合が人口1,000人当たり90回の訪問指導回数で、入院医療費1人当たりが48万円。ところが、ほかの7県は平均すると180回、ちょうど2倍の訪問回数を行って41万円と、7万円差が出ているわけです。ですから、これを中間市の老人医療に当てはめると、この7万円が4億5,000万円ほどになるかと思えます。ですから、訪問指導を今の2倍することによって、4億円からのお金が出てくるという計算になるわけです。医療費が少なくなるとい

うことですが。

こういったことを考えたときに、今のところ介護保険からの、いわば対象者ということですが、先ほど長野県のこともしましたけれど、長野県では国保老人保健加入者については全部住民のカルテが保健センターに保管されている、何しろ成人検診受けるわけですから、そういったものがずうっと蓄積されていて、どの人に訪問指導をするべきかというのが行政の側でつかんでいるわけです。ですから、市民の方からいちいち来てくださるか、そういう申請があって行くわけではない。先ほど言われたように、訪問するのを嫌がる人もいられると言われましたが、確かにいるかと思えます中には。しかし、現実問題として、ほとんどやられていない中で、そういうことを理由にするべきではないと思います。

ですから、訪問指導を今後充実させていただきたいと思いますが、例えば訪問指導に行った中で、その対象者の方が、先ほど1回目の質問でもありましたように、これだけ医療費が上がる、あるいはいろんな生活苦がかぶせられてくる中で、何とか病院に行かずに耐え忍ぼうとしているのが相当な人数だと思います。そこで、国民健康保険で資格証明書を発行された場合は、病院に行って10割全額自分で支払わなければならないんですね、医療費を。そういう人のところに訪問指導をした保健師がどのように対応されるのか、この点どう考えられますか。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

訪問指導は病気の人を訪問しているわけじゃありません。生活の指導とか健康指導を要する対象者でありますので、病気の方は当然病院にかかっているということになるでしょうし、さっき言いましたように、このままほっておくと介護保険の対象になって、いろんなケアをしなくてはならない、今のところ何とか1人で家に閉じこもりがちであるとか、少しの生活改善、それから食生活の指導等行えば十分その状況が維持できていくという方を対象に訪問しております。

今言われました70歳以上の方に資格証明書が出るってということはありませんので、医療の給付を受けられないということはありません。資格証明書の対象は70歳以下、老人医療対象者については一切交付いたしてありません。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

この訪問指導について、厚生労働省が出している指導要領、これを見ますと当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる者を対象とするということで、何も老人医療と限ったものではないんです。ですから。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

今ご質問のことは、老人保健の訪問事業ということで質問がありましたので、訪問指導全般は最初にごさいましたように、健康診査の、今言われました個人データの管理というのは非常にプライバシーの問題もありますし、病気のデータを含めて管理していくわけですので、ただそれを検討しております。基本検診を入り口としてすべてのデータを管理しながら、そういった訪問指導等に取り組んでいくという体制を今検討して、それに取っかかりようとしておりますが。最初の質問は老人保健に基づく訪問指導でございましたので、これは補助金の出ている事業でありますので、老人保健法の対象者に限られますので、普通の訪問指導とは違います。その訪問指導については、データ化を進めながら取り組んでいくというつもりで今準備を進めている段階です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

その点は、また訪問事業のあり方ということからかかわってくるかと思しますので、時間もありませんから、またの機会にしたいと思します。

それで、先ほどからむだを省いて財源をつくるというような話も出ておりました。例えば同和事業ですね、完全になくしていけば2億円浮くという、これもあります。しかしながら、そういったむだを省くということも非常に大事なことですけれども、市民の健康を維持しながら、そして市民に喜ばれる施策を講じながら、いかにして財政的な面での、いわば効果を出していくのかということになってきますと、最後に出しました医薬品の問題、これは毎回質問するたびにふえておりますけれども、他の医療機関で確かにまだ国立病院などは低いんです、使用率が。それを何を目標にすることは無いと思します。他の医療機関で実際に実施しているところでは25%から薬剤費を減らしている。そうなってくると、国保・老人保健で大体3,800万円ぐらいたということを3月議会で述べましたが、そういうことが一つ。

それから、先ほどの訪問指導の件についても、もう十分これを徹底して行うならば、もっと健康な状況を市民が維持していけるような、実際に役割を果たすこともできます。さらには、予防医療を充実、これが20億円から長野県と違うということは、生活習慣病などいろいろと長野県は克服してきた。そういった面も参考にしながら、今後進めていただきたいということを最後に要望して、質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

以上をもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日9月6日、一般質問を引き続き行います。

.....

日程第2．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木正義君及び山之内智君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時42分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            岩   崎   三   次

議 員            佐   々   木   正   義

議 員            山   之   内            智